令和 4 年度地球温暖化問題等対策調査(我が国における資源効率性の向上に関する調査) 報告書

令和5年3月



目 次

序章	本調査事業の概要	2
1.	調査の背景と目的	2
2.	調査内容	2
(1)	リチウム蓄電池等の分別徹底に向けた表示、設計、回収、廃棄方法等の在り方	i (C
係る詩	調査	2
(2)	リチウム蓄電池使用製品の回収状況に係る調査	2
(3)	事業者検討会等の実施及びそれに向けた調査	2
3.	調査結果概要	3
第1章	リチウム蓄電池等の分別徹底に向けた表示、設計、回収、廃棄方法等の在り方	i (C
係る調査	查	4
1.	ヒアリング調査結果	4
(1)	電池製造事業者	4
(2)	電池一体型製品製造事業者A	5
(3)	電池一体型製品製造事業者B	6
(4)	電池一体型製品製造事業者C	7
(5)	電池一体型製品製造事業者D	8
(6)	流通事業者A	8
(7)	流通事業者B	9
(8)	流通事業者 C	9
(9)	輸入販売事業者	.11
(10)) リサイクル事業者 A	.11
(11)	リサイクル事業者 B	12
(12)) リサイクル事業者 C	13
(13))消費者団体	14
(14)) 地方自治体	14
(15)) 有識者 A	15
(16)) 有識者 B	17
(17)) 有識者 C	22
2.	リチウム蓄電池等の分別に関する消費者アンケート調査結果	25
(1)	調査概要	25
(2)	調査結果	26

第2章 リチウム蓄電池使用製品の回収状況に係る調査	43
1. リチウム蓄電池使用製品の表示の有無等に関する Web 調査	43
(1) 調査概要	43
(2) 調査結果	44
2. リチウム蓄電池使用製品の自主回収の実施状況	49
(1)電気シェーバーの自主回収の実施状況	49
(2)携帯電話、タブレットの自主回収の実施状況	50
(3)家電量販店の自主回収の実施状況	51
(4)リネットジャパンリサイクル株式会社のリチウム蓄電池使用製品の回収状況	51
(5)株式会社エコソルのリチウム蓄電池の回収状況	51
第3章 事業者検討会等の実施及びそれに向けた調査	52
1. 事業者等検討会の開催要領	52
2. 事業者等検討会(第1回)の議事次第、主な意見	53
3. 事業者等検討会(第2回)の議事次第、主な意見	55
4. 事業者等検討会(第3回)の議事次第、主な意見	59
5. 事業者等検討会(第4回)の議事次第、主な意見	61
6. 欧州における電池関連制度について	66
(1)【欧州委員会】電池規則の提案(2020 年 12 月)	66
(2)【欧州委員会】製造物責任指令の改正案の発表(2022 年 9 月 28 日)	67
(3)【欧州議会】修理する権利(Right to repair)に関する立法提案の要求(2022年)	丰 4
月7日)	67
7. 欧米における発火・発煙事故の状況、発火・発煙対策	68
(1) 欧米におけるリチウム蓄電池の発火・発煙事故の状況	68
(2)欧米におけるリチウム蓄電池の発火・発煙対策	68
(3)欧州でのリチウム蓄電池からのレアメタル回収技術開発動向	68
第4章 調査結果のとりまとめ ~アクションプラン~	69

序章 本調査事業の概要

1. 調査の背景と目的

リチウム蓄電池は、小型家電リサイクル制度を始めとした廃棄物の回収・処理の過程において、破砕や圧縮などの通常の使用では想定されない強い衝撃が加わると発火するおそれがある。近年、電気電子機器の高機能化への需要に伴い、性能が高くかつ小型であるリチウム蓄電池を使用する製品が普及しており、今後、廃棄物として排出される機会が増加していくことが想定される。実際、小型家電に含まれるリチウム蓄電池については、市町村の可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックごみといった分別区分に混入してしまい、ごみ収集や中間処理の過程で衝撃が加わったり破砕されたりすることによる発火・発煙事例が報告されている。

とりわけ、密閉型蓄電池の中でもリチウム蓄電池について、小型、軽量、高電圧等といった特徴や技術革新等を背景に、同電池を使用した製品が多く流通している。その中には、「電源装置(モバイルバッテリー)や電動工具といった同法指定製品」だけでなく、「同法指定外の製品」も流通している。加えて、電子商取引(以下「EC」という。)が隆盛するなど製品の流通形態が大きく変化し、リチウム蓄電池を使用した輸入製品も増大しており、法施行当時には想定されなかった製品や流通経路、事業者等が現れている。

プラスチック資源循環促進法が令和 4 年 4 月 1 日に施行されたが、廃棄物の回収・処理 過程において、リチウム蓄電池を起因とした発火事故が多発しており、自治体や再生処理 事業者からリチウム蓄電池がプラスチック廃棄物に混入しないよう対策をすべき旨の要望 が多く挙がっている。早晩対応をしなければ廃棄物行政全体に影響を及ぼす可能性がある ため、リチウム蓄電池に起因した発煙・発火事故の低減を目的に調査を行う。

2. 調査内容

(1) リチウム蓄電池等の分別徹底に向けた表示、設計、回収、廃棄方法等の在り方に係 る調査

リチウム蓄電池の発火リスクを低減する観点から、消費者の適切な分別排出を促すための表示、設計、回収、廃棄方法等の在り方について、製造事業者、流通事業者、リサイクル事業者、有識者等からヒアリングで調査し、その内容等を整理した。また、その整理を踏まえ、消費者に対してリチウム蓄電池等の分別に関するアンケート調査を実施した。

(2) リチウム蓄電池使用製品の回収状況に係る調査

ECサイト等で販売している製品を中心に、WEBで表示の有無について調査した。また、自主回収の実施内容及びその理由に関してヒアリング調査や文献で調査し、その内容等を整理した。

(3) 事業者検討会等の実施及びそれに向けた調査

関係者 13 名からなる「リチウム蓄雷池に起因した発煙・発火事故低減に係る事業者等検

討会事業者等検討会」(以下、事業者等検討会と略す)を計4回開催した。事業者等検討会で、(1)、(2)の調査結果を提示するとともに、ライフサイクル全体における発煙・発火防止策対応策(案)に関する検討、事業者等検討会に活用する資料作成や議事録作成等の運営支援を行った。

3. 調査結果概要

(1)~(3)の調査結果を踏まえ、ライフサイクル全体における発煙・発火防止策のテーマを下表のように分類し、関係者として、「LIB 製造事業者/輸入販売事業者」「LIB 使用製品製造事業者」「LIB 使用製品輸入販売事業者」「小売業者(店頭・EC)」「EC モール運営事業者」「市町村」「リサイクル事業者」「国」を位置づけ、どの関係者がどのような発煙・発火防止策に取り組んでいくかを示すアクションプランを作成した。

ライフサイクル全体における発煙・発火防止策のテーマ

- 1. LIB 等を混入させない対応策
 - (1) 消費者による適切な分別のための効果的な周知・情報提供
 - 1-① 適切な分別排出に向けた周知
 - 1-② LIB を使用していることの表示
 - (2) 消費者が排出しやすい回収ルートの整備・維持
 - 1-③ LIB が取り外し可能な易解体設計
 - 1-④ 回収体制の構築
- 2. LIB 等の混入を想定した対応策
 - 2-① LIBの検知・選別技術の導入
 - 2-② 発煙・発火時の検知・消火設備等の導入
- 3. その他 周辺環境の整備

※LIBは、リチウム蓄電池を意味する。

<参考文献>

- ・産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 小型家電リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会 循環型社会部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会 合同会合「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(令和2年8月)
- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所「令和3年度地球温暖化問題等対策調査(我が国における資源効率性の向上に関する調査)調査報告書」(令和4年3月)※令和3年度経済産業省委託調査報告書
- ・環境省「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」(2022年3月31日)
- ・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会「リチウムイオン電池混入防止取組事例集 2020 年版」(令和 2 年 10 月 16 日)

第1章 リチウム蓄電池等の分別徹底に向けた表示、設計、回収、廃棄方法等 の在り方に係る調査

1. ヒアリング調査結果

リチウム蓄電池の発火リスクを低減する観点から、消費者の適切な分別排出を促すための表示、設計、回収、廃棄方法等の在り方について、製造事業者、流通事業者、リサイクル事業者、有識者等からヒアリングで調査を行った。以下、その内容等を整理した。

(1)電池製造事業者

図表 1-1 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
電池製造事業者	【製造者・輸入事業者への要望】
	・JEMA 等の製品メーカーに易解体を推奨し、リチウム蓄電池を取
	り外せるようにさせられるとよい。
	・バッテリーマネジメントシステムが適用されていないリチウム蓄
	電池使用製品は製造・輸入させない。
	【販売事業者への要望】
	・消費者がどこに排出すればよいか、機器メーカー、Eコマースは、
	消費者に対して明確に伝えていく必要がある。
	・EC サイト運営事業者にも販売者と同様な回収責任を持ってほし
	۷٬°
	【消費者・自治体への要望】
	・消費者の一般廃棄物へのリチウム蓄電池使用製品の排出をなくす
	ことが必要。
	・リチウム蓄電池使用製品が、プラスチックごみに混入される可能
	性があるので、自治体に対しプラスチックごみへの混入防止の告
	知・徹底をすることが必要。
	【国への要望】
	・ポータブル電源やハンディファン等、法律(資源有効利用促進法)
	の対象外の製品開発・販売が進展してきており、規制対象製品の拡
	大を図るべき。

(2) 電池一体型製品製造事業者A

図表 1-2 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
電池一体型製品製造	・現在は、各社取扱説明書に、通常工具での解体方法を記載してお
事業者A	り、「特殊工具無しに解体できる」いう意味で易解体な製品である
	としており、これまで米国なども共通の認識である。
	・EU で「修理する権利(Right to repair)」で情報公開や修理部
	品保有年の義務化等が検討されているが、PL 法上の課題もあり今
	後の動向に注意している。
	・フランスでは、修理性インデックス(修理可能性指数)を作成す
	るという法制度があるが、日本では製品寿命がそれなりにあるた
	め、作成は必ずしも不要なのではないかと METI 担当官から以前
	コメント頂いた。
	・ある程度電池容量が大きく、そのため発火リスクが高い製品に着
	目して、マークを大きめに掲載頂くのが一案。
	・電池回収の課題はJBRC にお金を払っていない「フリーライダー」
	の存在であり、JBRC の経営にも悪影響である。「フリーライダー」
	には輸入品が多く、安全対策も不十分で発火事故の原因となるケー
	スも多い。
	・電気シェーバー、電動歯ブラシは、感電リスクや故障予防対応と
	いう観点で防水設計をしているため、さらなる易解体は難しい。仮
	に易解体を進めると、防水性が低下するほか、消費者が非純正リチ
	ウム電池などと自ら交換することで、顔面近くで発火するなど 2 次
	被害が懸念される。
	・回収へのインセンティブを与える方法 (回収に点数付与など) は、
	ポイントが貯まるから回収を進めようという動きを生む可能性も
	ある一方、ポイントの原資を CE としてのエコシステム全体で誰が
	どのように負担するかが課題であるとして内部の委員会では挙が
	っている。
	・小型家電を、メーカー回収を前提とした販売や、電池を分解せず
	に回収ボックスを通じてリサイクラーに安全に回すといったスキ
	ーム、小型家電の認定リサイクル事業者に製品丸ごと、直接送付す
	る仕組みなどを作り、消費者には送付へポイントバックする工夫も
	一案。
	・電池の交換・取り外しを容易とする設計変更は、防水能力の低下
	や、非純正電池との交換など安全性や、製造物責任の観点でも課題
	がある。つまり、リサイクラーでの発火防止のために、電池の交換・

取り外しが容易になる設計に変えたとして、その際に新に生じる消費者のリスクもあるため、PL 法にも関わる。欧州の「修理する権利(Right to repair)」やフランスの修理性インデックス(修理可能性指数)の動向をにらみつつも、現在はさらなる易解体への取り組みは製品ごとに異なる。全体として慎重な姿勢。

- ・リチウム蓄電池に伴う発火問題も、社会問題として知っている人はごく少数であるため、発火問題を回避しつつ、サーキュラーエコノミーにも繋がる環境意識の高い製品といった打ち出し方ができると変わるかもしれないと考える。
- ・返品への手間に対するポイントバックや、回収の利便性向上も必要だろう。電池など回収ボックスを知っていても、JBRC の回収ボックスが近くに無いため、億劫であることからごみに排出する消費者も一定数いると思う。
- ・ECサイト経由の製品は多いため、そこへの対応が進むと良い。
- ・「Sマーク (電気製品の安全マーク)」を取得せずに輸入されているケースも多々ある。EC サイトまで踏み込んだ対応を行わなくては、日本企業のみが対応しても制度としては骨抜きになる。
- ・トレーサビリティを DX で解決していくことを METI からご提案 いただくことも良いかと思う。
- ・AI を使えば外見からリチウムイオン内蔵製品か否かを判別できるため、人海での分別よりは効率的に進むのではないかと考えている。リサイクル事業者の設備投資も有効な方法かもしれない。

(3) 電池一体型製品製造事業者B

図表 1-3 ヒアリング調査結果

凶衣 1−3 にアリング調査指来		
ヒアリング実施対象	ヒアリング内容	
電池一体型製品製造	・PCに関しては、回収・リサイクル面で特段の課題はないが、タ	
事業者B	ブレットに関しては、表示、易解体の関係での取組は不透明。	
	・QRコードで情報を付与するという方法で、廃棄方法を示す点に	
	ついて、メーカーとしては製品の作り直し・資料の擦り直しが必要	
	となり、また読み取り端末も必要になる等の点からも、消極的の立	
	場。「情報付与があると望ましい」という考え方は間違いないが、	
	発火対策や資源循環利用といった目的に応じて何が妥当かは、費用	
	対効果の面でも選んでいく必要があろう。	
	・利便性やユーザーの需要を踏まえると、易解体の形状が難しくな	
	っている。相反するテーマに今後取り組んでいかなくてはいけない	
	とは感じている。	

・安価に販売する海外メーカーは発火対策等の意味では課題であり、何かしらの規制やルール化は必要でないかと考えている。

(4) 電池一体型製品製造事業者 C

図表 1-4 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
電池一体型製品製造	・電気シェーバーのねじはマイナスドライバーを使えば、取り外せ
事業者C	る。各国に易解体設計の要望が来るが、メーカー側は悶々としてい
	るところ。水回りの製品は防水設計が必要不可欠であり、易解体と
	トレードオフの関係。
	・欧州の Right to Repair でも大型の家電製品が対象で、電気シェ
	ーバーのような小型家電製品は対象外。当社の研究開発部門から
	も、デザイン上の制約が厳しいこともあり、易解体設計はやめてく
	れ、と言われている。
	・日本で販売されている電気シェーバーはすべて JEMA の自主基
	準に沿って表示している。取扱説明書への表示等。
	・JBRC がリチウム蓄電池を回収することが社会的責務となれば、
	当社も参加、協力する。一つの会社で回収スキームを構築するより
	は、国が主導するやり方に業界が一丸となって協力していく。
	・電池の種類を問わず、使用済小型家電製品を家電量販店で回収す
	る仕組みを整備してもらえるとよい。携帯電話や電気自動車と同様
	のスキームなので、消費者に特段の教育をしなくとも自然に古くな
	った製品を回収し、必要なものを再生する社会的なスキームが構築
	できるのでは。
	・取扱説明書や表示等何も見ない消費者に対しては、電気用品はま
	とめて回収することを意識づけすべき。家電量販店が買い替えの際
	に、古いものを持ってきてくださいと呼びかけることを徹底する、
	自治体に対し、電気用品は電気用品区分で分別回収するよう指示す
	る("電気用品の日")ことが有効ではないか。
	・電気用品の括りで回収する仕組みを作ってもらい、メーカーが回
	収・リサイクルの責務を一律に負うほうが社内的に説明しやすい。
	小型家電製品には有用資源が含まれているので、廃棄物ではなく、
	リサイクル品であることを JEMA と経済産業省でプレスリリース
	してくれるとよい。

(5) 電池一体型製品製造事業者 D

図表 1-5 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
電池一体型製品製造	・サーキュラ―エコノミーの観点で、全ての製品をグローバルに無
事業者D	料で自主回収し、リサイクルすることが当社のポリシーである。
	・現在はすべての製品が回収できるようになり、ユーザーとしては
	自主回収に出しやすくなった。
	・当社はライフサイクル全体で環境影響を低減することを目指して
	おり、製品環境報告書において、製品ごとの環境情報を公表してい
	る。具体的には、製品モデル毎のライフサイクルの環境影響(エネ
	ルギー効率、リサイクル素材や製造過程で使用されるマテリアル
	等) を公表している。
	・できるだけ自主回収しようと周知に努めているが、状態が悪けれ
	ば下取りしても価値にならない、回収に出さなくてよいだろうとい
	う意識を持つ方もいるかもしれない。資源循環に向けてユーザーの
	意識の変容も重要である。ホームページで製品を購入する際に下取
	りプログラムの旨を表示したり、リサイクルや素材回収の重要性な
	ど周知に努めていきたい。
	・「この製品を回収することで、これだけの廃棄物を削減できる」
	といったメッセージの工夫も効果的と考えている。
	・マーク自体はパッケージや同封の取扱説明書、バッテリー自体に
	も表示している。
	・易解体性のみに焦点を当てるのではなく、ライフサイクル全体で
	捉えている。易解体性によって安全性が損なわれてしまう恐れもあ
	る。安全性や耐久性の観点も考え省資源を実現することが重要であ
	る。
	・個人で修理できるサービスを、米国・EU で 2022 年から開始し
	ている。純正部品(画面やバッテリー等)を購入いただき、個人が
	マニュアルに沿って修理できるようにしている。

(6)流通事業者A

図表 1-6 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
流通事業者A	・回収の方法について、事業者に対する分かりやすいガイドライン
	等があると良いのではないか。
	・ただし、回収の責務を果たしている事業者が損をしない、ガイド
	ラインや認証制度であると良いのではないかと思う。

- ・回収義務を果たしていることを認証付け等でパッケージを通じて 可視化することも一案か。
- ・法律で責務を課している場合、輸入販売事業者に対し、法律の責務の案内をすることは可能、または法令遵守を規約で要請すること を可能。ただし、業界ガイドラインのような法的要請でないものは、 輸入販売事業者に強制することは困難と思われる。

(7)流通事業者B

図表 1-7 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
流通事業者B	・製品安全に関する取組としてだが、法令で定める基準に適合して
	いない、例えば PSE マークが付いていない商品の出品はガイドラ
	インで禁止としている。
	・適切な廃棄やリサイクルに資する情報について、製品だけでなく、
	取扱説明書、パッケージへの記載も検討してはどうか。
	・適切な廃棄に関する情報など、周知が必要な事項のモール出店事
	業者や消費者への情報提供について、協力することは可能である。
	しかし、あくまで協力要請であれば出店事業者の対応は任意となる
	ため、どこまで実効性があるかは別である。
	・周知が必要な事項がまとめられたウェブページなどを行政側が用
	意していただければ、そのページを紹介するなど、周知も行いやす
	くなる。

(8)流通事業者C

図表 1-8 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
流通事業者C	・当社全店にて、製品安全の観点から NITE からの指摘も受け LiB
	注意のポスターを掲示している。
	・商品の外形だけでは何の電池を使用されているかわからないた
	め、家電製品協会等へ、電池の種類の明記に関する要望書を提出し
	ている。
	・家電量販店で回収していない製品についても、自治体 HP にて廃
	家電は家電量販店の●社へという案内がなされている。
	・JBRC 非会員企業の電池や膨張している電池については、引取り
	タイミングでレジの担当者が確認するようにはしているが、基本的
	に JBRC 会員企業であるか否かはすぐにわからないため、とりあえ
	ず回収している。膨張している、明らかに分解された電池であれば、

その場でお断りしている。近年着脱できない電池も増えているが、 それらが持ち込まれた場合もお断りしている。

- ・海外メーカーのリサイクル問題への対応として、家電量販店に動きを求められる事例はあったが、輸入品や海外メーカーは一層増えるため、回収促進を何かしら実施することは重要だろうが、ギブアンドテイク・ビジネスとして成り立つものになり得るかが重要だろう。
- ・量販店がメーカーと契約し、回収拠点として機能しリサイクラーに送ることについて、CEとしてのインセンティブの付与等があり、ビジネスとして成り立つのであれば将来的には可能であると思料。
- ・当社としても LiB の回収は保管時の発火リスクと隣り合わせと考えている。
- ・回収処分の責任を JBRC が広く持ってくれると理想的。
- ・EC サイトで販売されている製品の中に PSE マークが付けられていないものも販売されている実態がある。当社としては当社で販売していない、品質を担保されていない製品の対応を押し付けられることが困るため、当社以外での販売経路についても問題意識がある。
- ・不利益が自分にあることが伝わらなくては、消費者に危機意識を 持たれないだろう。
- ・ペットボトルの回収箱等に啓発ポスターを掲示することは有益なのではないか。
- ・EC サイトの運営事業者へ、EC サイトで扱っている製品だけでなく、販売者に対して PSE マークの表示徹底を求めてはどうかと発言したことがある。
- ・対象品目を増やす、JBRC 会員企業を増やすといった動き、また 廃棄物処理法上での緩和(下取り回収を緩和)、広域認定に電池内 蔵(一体)製品の対象追加があると良いだろう。
- ・今後は、リユース・アップサイクルを進めることで、循環型社会 を促進できればと思う。
- ・発火しない電池の開発が効果的な解決策かもしれない。
- ・今後リン酸鉄の LiB が主流になるというような動きを認識している。(現状は全体の一割程度)

利点:発熱があっても崩壊しない。

難点:重い。エネルギーが通常のLiBよりも小さい。

・量販店で消費者へLiBの啓発を。と求められることもあるが、例 えばモバイルバッテリーは製品説明を行うような商品ではないた

- め、説明の機会が無い。携帯電話はそのほかの重要な説明が多く、 なかなか説明を行うことは難しい。 ・当社としては、損得勘定では無く、善意で社会問題に取り組んで
 - ・当社としては、損得勘定では無く、善意で社会問題に取り組んでいるものの、消費者からは営利目的だと捉えられてしまいがちである。社会全体の理解向上、ムーブメントが起こることが本問題の解決につながるのではないか。

(9)輸入販売事業者

図表 1-9 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
輸入販売事業者	・リチウム蓄電池使用製品の取扱説明書に、リチウム蓄電池使用の
	旨、廃棄時にリチウム蓄電池のリサイクル回収への協力依頼の旨、
	記載している。
	・重要なお知らせという案内紙をリチウム蓄電池使用製品の外箱内
	に入れ、リチウム蓄電池使用製品の使用上の留意点を消費者に伝え
	ている。
	・主要排出経路として、マンションや自治体のごみステーションで
	の分別の仕組みと周知方法に工夫が必要。

(10) リサイクル事業者A

図表 1-10 ヒアリング調査結果

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
リサイクル事業者A	・小型家電リサイクル法の回収について、年間 14 万 t の目標が達
	成できるよう施策を進めてほしい。
	・一般廃棄物について、JBRC を通じた更なる回収には限界がある
	だろう。取り組むべきは、自治体を通じた分別回収と考える。自治
	体を通じた分別回収推進に向け、優先課題は識別表示の徹底であ
	り、輸入品も含め、本体に目立つようにご記載いただくことが重要
	と考える。
	・識別表示マークの意味に関する啓発を、店頭や EC サイトで徹底
	する。店舗での負担が増えたとしても、店頭に置き、回収の促進に
	協力いただくことが必要である。
	・海外製品については、プラスチック製容器包装と同様に、輸入販
	売事業者に製品の外装にシールを貼る等の対策を促すしかない。
	・LIB 対策で今後実施すべきこととして、以下 4 点が挙げられる。
	1) 廃電池全体及びリチウムイオン電池の回収率実態調査及び目標
	設定

①日本国内の年間販売重量(個数)、回収重量(個数)を調査し、 把握する。

②回収率の目標値及び達成年度を設定する。(例:2030年までに30%回収率を達成する 等)

③回収率の目標を達成し、発火件数の低減につなげる。

2) 海外先進事例の調査

EUの電池規則の実施状況調査を行い、EU 各国での LIB を含む電池全体の回収実態や発火事故頻度等の調査を行い、政策を検証する。EU のすべてを日本に入れれば良いという事ではないので、メリット・デメリットを分析し、良い点は日本の政策に取り入れる。

3) EC サイト対策

amazonで行っている「製品安全メール」の送信を行うことが難しければ、それと同等の対策を行うべき。決して、出展店舗への呼びかけなどの人任せな対策で終わってはならない。出展店舗に顧客への啓発・情報提供を任せるのであれば、ECサイト運営者自らが、出展店舗が適切に顧客に情報提供しているかを確認する必要がある。さらに、ECサイト運営事業者が出展店舗を通じた情報提供をしっかり管理した旨を証明する前年度年次実績を翌年6月末までに国に報告する仕組みがほしい。

4) 加熱式たばこ対策

加熱式たばこの発火が多発しているが、加熱式たばこの対策が弱いと感じている。加熱式たばこを小型家電Rの対象品目に追加し、JBRCに加盟のうえ、回収する仕組みにすることが必要である。加熱式たばこの広域認定だけに頼らず、JBRCルートでも回収する必要がある。

(11) リサイクル事業者B

図表 1-11 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
リサイクル事業者B	・一般消費者にとって蓄電池を外しにくい状態なのであれば、上流
	側での対応が必須。
	・JEMA、EC サイトの事業者に、課題の大きさを理解してもらう
	ことが重要。
	・製品内に電池が入っていることがわかるよう、表示することが重

要。

- ・輸入品由来の回収システム整備に向け、輸入税で何かしらお金を 徴収し、小型家電リサイクル協会やリサイクラーに拠出する等が必 要。
- ・排出者のモラルが高ければ問題は生じない。消費者の意識改革が必要。
- ・ごみ袋に名前を書いて排出するようになれば、分別協力率は上が るだろう。
- ・回収方法として、町田市のように「電池の日」を設けることが有 効ではないか。
- ・取り外しできない製品供給に関し、何かしら法律で規制するレベルの動きが必要。

(12) リサイクル事業者 C

図表 1-12 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
リサイクル事業者C	・産業廃棄物処理業者の現場での発煙・発火件数の時系列把握をし
(業界団体)	ている。
	・発煙・発火事故の被害総額については、事例を把握済。会員企業
	にアンケート調査を実施する。
	・輸入販売者等が消費者に危険性・適切な処理方法を伝える・教育
	することが何よりも重要。
	・製品本体、それが難しいものには取扱説明書に発火の危険を示す
	ような記載をしてほしい。
	・火災につながることをきちんと表示することが必要。
	・製品の特長によっては表示が難しいこともあるだろうが、やはり
	表示による啓発は重要。
	・輸入業者・個人購入等の水際対策。
	・LiB の回収率を明確な数字で表現し、メーカーにどこまで義務付
	けられるか、また明示を依頼できるかというところが重要なのでは
	ないか。
	・メーカー・販売業者による自主回収の仕組みがあってもよいので
	はないか。循環経済的な適切な廃棄・回収ルートが必要だろう。
	・回収拠点をどうするかも論点。もっと増えても良い。
	・事業者の排出者責任として処理業者に LiB がある旨を伝えるた
	め、マニフェストの中に LiB の項目があれば抑えることができる。
	・LiB 混入産廃のような分類を作ってほしい。

・発火しないLiBといった技術的な検討もお願いしたい。

(13) 消費者団体

図表 1-13 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
消費者団体	・製品にQRコードを表示し、捨て方の情報を案内する方が効果的
	ではないか。捨てる際に、取扱説明書や箱を調べる人はいないだろ
	う。消費者目線では、やはり本体への表示が必要である。
	・リチウムイオン電池は、「危険ごみ」として自治体に分類してほ
	しい。
	・大規模マンションで回収が始まれば、有効な取組になるのではな
	いかと思う。消費者は安全・安心への関心は高く、「火災の予防の
	ため」と目的を説明すれば、消費者は協力するだろう。
	・EU では電池一体型の製品も含め、電池類は専用の袋に入れ、個
	人情報を裏に書いて封をし、回収ボックスで店頭回収されていた。
	回収ボックスに専用袋が設置されているような形で、広報として、
	紙媒体よりもわかりやすい形式。日本でも同様の回収の仕組みを検
	討できるとよい。
	・「捨て方を誤るとこれだけの損害があり、税金が○○円ロスして
	いる」といったデータで、消費者にも責任があると訴えかけられな
	いかと思う。
	・エシカル消費の概念が広がりつつある。消費行動を通じて社会や
	環境に消費行動で良い影響を与えようという考え方であり、消費者
	の行動変容を促す際にマッチするのではないか。

(14) 地方自治体

図表 1-14 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
地方自治体	・清掃事業を行っていないため、直接、電池、電池使用製品を回収
	していない。一廃の場合は地元の区市町村、産廃の場合は普段から
	処理を委託している産廃業者に相談するよう助言しているほか、
	JBRC や小型家電認定事業者を案内している。ただし、JBRC は少
	しの傷、膨張が認められると引き取らない、小型家電認定事業者は
	LiB を取り出していると回収出来ない、といった問題がある。
	・検討会にて自治体から講演するのであれば、八王子市、武蔵野市、
	町田市、横浜市等が良いのではないか。
	・リサイクルマークの表示責務を拡充しても、排出者が必ずしもマ

一クを認知しておらず、廃棄方法も不明確で、しかも不統一なため根本的な解決に至らない。・廃棄物処理の段階でどのような取り扱いをすべきなのか、ルール

・廃棄物処理の段階でどのような取り扱いをすべきなのか、ルール を明確化することが第一であるが、一方で、電池メーカー、製品メ ーカー、小売等の関係事業者の対応も同時に考えていく必要があ る。

・メーカーも以前と比べると EPR の意識は高まっている。ただし、個社では対応しにくいため、業界としての対応が求められる。また、輸入販売事業者への責任も考えなければ不平等である。

・Li、Co の市況価値が高まればメーカーもやる気が出てくるであ ろう。

・課題解決のための案としては、小型家電リサイクル法の運用を緩和し、機器本体から LiB を取り出した場合でも、LiB 単体で回収できるような仕組みにすることも考えられる。

(15) 有識者A

図表 1-15 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
有識者A	○廃棄過程での LIB もしくは LIB 使用製品の発火メカニズム
	・発火・発煙メカニズムは依然不明なところが多い。細部まで分け
	て、それぞれエビデンスを示していくべきかという点は疑問も残
	る。
	・NITE にてリチウム蓄電池(LIB)に精通されている方は、LIB
	は圧壊試験、釘指し試験を行うと、必ず燃焼すると言っている。圧
	壊試験機やパッカー車での発火事案については、様々な団体が動画
	を出しており、分かりやすいだろう。
	・一方、自治体にてマスバランスベースで調査すると、全ての LIB
	が燃えているわけではないこともわかる。不燃ごみだけに着目する
	と、不燃ごみは全国 138 万トンあり、その内 0.06%が LIB の混入
	量だと当方の研究では考えている (828t にあたる)。 同試算の場合、
	把握率は 29%程度、回収率は 16%程度であった。坂戸市では、LIB
	の混入予想量は 1.1t であり、100g/個として、11,000 個に相当する。
	坂戸市では 2020 年度は 268 回発火検知されたため、41 個に 1 回
	程度発火していることになる。ただし、発火等事故の全体の把握は
	困難であるため、「回数」は慎重に取り扱わなければいけない。
	・どの製品がどの程度発火しやすいかは容易ではない。消費者ヒア
	リング、自治体の事例収集等の調査方法によっても課題となる製品

の結果は異なる。PC や掃除機を除外すると、ごみ袋に入れられ、 見つけられずに処理されてしまうものの個数としては、電気カミソ リ・ドライヤー等が多いだろうと想定している。ワイヤレスイヤホ ンは燃えると言う自治体も多い。小型の製品の対応をどうするかに ついて、当方は責任は大小関係なく負っていただき、負担割合を重 量比で按分する等が良いのではと考えている。

- ・製品によっては容易に電池が外れない場合もある。外しにくいものを製造しておきながら、JBRCで回収してくれというのは違うのではないかと考える。
- ・発火メカニズムについては、なかなか分析が深まらない。あくまで私案であるが、トリガーとなる異常現象は「内部短絡」であり、電池の中でプラスとマイナスが接触し、熱暴走が生じる。内部短絡に至る要因としては、「破砕」という外的要因と、「製造時不良、低品質」「水濡れ」等による電池の膨張や、「電解質」の特徴、「充電深度(SOC)」といった内的要因に分けられる。ただし、電解液の何が燃えやすいかは追及する必要はわからない。「製造時不良、低品質」は PSE 強化で改善されるかもしれない。「充電深度」について、熱暴走との関係があることは一般にいわれているため、充電深度を下げることは効果があるだろう。ただ、そういったデータを基に、電池を最後まで使い切って廃棄することを求めるのがよいかはわからない。

メカニズムについてはそのような推察はできるが、推察の域を超えない。 それよりも適切に回収を進める方が必要かと思う。

○電池の回収率について

・正確な排出量がわかっていないのが現状。環境省から 16,000t との推計値が出されたが、携帯電話の LIB 重量を 200g、ノート PC の LIB 重量を 500g等、原単位を過大評価しているため、推計値が過大に出ていると感じ、自身の研究で現物から原単位を把握し、推計をやり直したところ、6,229t となった。補聴器は追加で調査をしており、この数値に反映していない。扇風機をハンディファンと扇風機に、掃除機は、電気掃除機、ハンディ型掃除機、ロボット掃除機に細分化している。ゲーム機は据置型と非据置型に分けている。加熱式たばこも加えた。6,500~7,000t くらいに修正されるかもしれない。販売されてから排出されるまでのタイミングを、耐用年数等を用いて推計しているが、EU ではそこまで行っていない。EUでは販売時点の前後3か年の平均値を活用しており、学術的に評価

されている方法とはいえないが、確実にトレースできる方法で数値 を算出しており、合理的と感じる。

・日本の回収量で直接的に把握できるのは JBRC の回収量 730t。 小型家電ルートでの LIB 回収量は直接的には把握できないが、小型二次電池の回収量から按分して 120t と算出。足して 850t。これを排出量予測値約 6,200t で除すると、回収率は約 14%。828t を足すと把握率は 27%。モバイル・リサイクル・ネットワークの回収量 77t、パソコン 3R 推進センターの回収量 45t を加えても、回収率は 16%、把握率は 29%というところ。日本たばこ協会の回収分、シェーバーの回収分、電動アシスト自転車からの回収分を加えても、数値は微増にとどまるのでは。

(16) 有識者B

図表 1-16 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
有識者B	・発火・発煙リスク低減のためにリチウム電池のみの集め方を議論
	するのは得策ではない。電池の問題は、他の電池種も含め有害物・
	危険物管理と資源循環の問題であり、その中の一要因としてリチウ
	ム電池の発火がある。責任論の徹底や各収集箇所の工夫といった小
	手先の対応策の検討ではなく、排出方法を統一するなど、全体包括
	的な抜本的な対応を検討するべきである。
	・【情報の伝達】製造側は製品に有害物を(規定以上は)使用して
	いない、危険物を使用していても使用中の安全性は保障していると
	いうスタンスで製品販売を行う。取扱説明書などに注意事項は記さ
	れているが、廃棄の際は排出者に排出先の判断がゆだねられるので
	必らずしもその情報を利用できているかは疑わしい。また、特に静
	脈側まで製品の細かな情報(危険性や素材情報)は伝わらないのが
	実情であり、疑わしい状態のまま資源循環よりも安全な廃棄が優先
	されてしまう。一方、欧州では「エコデザイン規則案」が 2022 年
	春に提唱された 。この中の一つの大きな考え方が、すべての製品
	に DPP (デジタル・プロダクト・パスポート) を付与していくこ
	とである。先に提案されている「電池規則案」で規定される電池の
	DPPではCoやNiの含有量といった情報が注目されているがDPP
	の趣旨で最も大きいのは、静脈側まで製品の適正な循環処理などの
	情報を繋げようというものである。エコデザイン規則では、循環で
	きるかできないかの 80%が製品設計の段階で決まってしまうと言
	われているが、今までのリニアエコノミーでは製造者のみが知って

いたにすぎず、循環にもっていく主体(排出者や処理者)には情報が伝わらずサーキュラーエコノミーの実現には遠い状態であった。しかし、製造者が所有する情報のうち有害・危険物がわかれば、それらを取り除けば残りを資源として活用できることや、そのための排出方法等を伝えていくことができれば循環量を増やすことが可能である。このような DPP 情報は、PCDS(Products Circulality Data Sheet)ともいわれるが、化審法の SDS((Material) Safety Data Sheet)に近い(例えば塩酸は正しく使えば有用だが、取扱いの注意事項、安全上の注意事項、廃棄時の注意事項を伝えるシート)。 電池においては、このような情報伝達が不十分であると思われ、かつ、統一された情報伝達の存在を前提とした教育や周知が、最終的には事故の低減にも繋がる。

- ・【電池の統一的な取扱い】発火発煙問題については、電池全体の 取扱い方から考える必要がある。欧州の「電池」規則においては、 電池の種類に依らず、取扱いは全て同じである。しかし日本の場合 は電池の種類ごとに対応する団体が異なり、また同じ種類の電池で も自治体によって排出方法が異なる。この状態を排出者となる消費 者個人に適正処理かどうかを含めた判断のすべてをゆだねてしま うことは無理があろう。その背景には、日本の電池の扱いは廃棄物 処理法(廃掃法)と資源有効利用促進法に分かれていることが一つ の要因である。また廃掃法でも産業廃棄物と一般廃棄物に分かれ、 一般廃棄物では各自治体の自治でやり方を決められるという事情 で個々の電池はさまざまの個所に分散していく。結局、最終的な排 出者が排出方法の判断を任されてしまう。1,000を超える自治体と、 多くの団体設置の回収 BOX や小型家電の排出先が存在しているこ とは、火事の発火可能性もそれだけ存在するということであり、優 良事例を作っても横展開が難しい。排出先は1つのルートとする、 ないしは排出後に集まる先が 1 つになるといった同じコンセプト で収集を行わなくては、火災問題の対策を考えても、その知見を全 国に活かすことは難しいだろう。要するに今までの分散化の方向を 一つの方向に収束させる改革が、火災防止の観点からも重要とな る。
- ・【電池規則の狙い】欧州の電池指令は、小型の蓄電池と自動車用 鉛バッテリーを念頭にして作られていた。電池規則は評価を経てで きたもので、新しいタイプのリチウム電池の資源循環を強く意識し ている。規則のタイムスケジュールにあるリサイクル済み原材料の 最低使用割合を想定すると、当面は車載リチウム電池だけでは Ni

や Co の量は少なく、スマホや、PC、電動自転車の電池からの回収を想定する必要があるだろう。小型の蓄電池は排出までの期間が短く、数量も多く、Ni や Co の濃度も高い。一方、大型の蓄電池は排出まで長期間である。電池規則はこのように、業界を超えて資源循環を考えている。

欧州の小型の蓄電池の回収率は平均 40%程度であり、さらに高い回収率を目指そうとしているのは、この二次資源の確保が目的である。ところが、日本では、小型電池の資源性については十分に認識されていないように感じる。小型の蓄電池は集めるのに手間がかかるという考えがあるからだろうが、小型のリチウム電池からの二次資源を確保できなければ、何年か先には日系企業が欧州の大型電池の市場に参入できないということが起こるかもしれない。これはEV車に影響する可能性があることはもちろんである。

・【資金面や行政の協力】今までの体制から考えると、生産者責任の下で回収を促進しているだけであり、回収するほど費用が掛かる(損をする)形態であるため、収集量拡大に大きく舵を切るのはビジネス的に考えて無理があると思う。欧州は拡大生産者責任の下で、エコ貢献費として資金を先取りしているため、回収を進めても資金不足にはならない構図にある。そのため積極的に広報でき、回収用の箱を何万箱も各家庭に配布している。また、学校などでも回収しているようで、火災のリスク等も指摘されただろうが、箱内温度が上昇した際にアラームが鳴る装置を併設する等、様々な工夫されたボックスの開発などによってリスクを抑えているようである。電池は危険であるという意識の下で、回収した場所にて、管理団体や自治体が同一のやり方で管理するのが望ましい。

個人的意見であるが、日本でも全ての電池を決められた場所で回収し、その後に電池の種類の分別を行ったほうが、収集量は増えるし、排出者個人が排出先を間違えて火災原因になったりすることも減るのではないか。自治体は廃棄物処理の中で行っているが、市中の二次電池回収ボックスなどは小さな単位で都度輸送することはリスク管理上も望ましくない。また、運送効率も上げるべきではないか。これには地域で自治体もコラボして行えば効率が良い。

欧州では電池は危険という意識が浸透し、集積個所やリサイクラーもそれなりの設備投資をしている。日本でも集まる場所には適切に対策をとれるような資金的な何かが必要である。そうしないと、処理工場が疲弊するし、処理箇所が減ると管理できずに火災のリスクは上昇する。

要するに、収集を行い、収集方法やルートを整備し、なるべくリスク個所を減らすとともに、そこでの安全対策を充実させるには資金が必要である。社会システムとして作りこむには、この問題は根本的な解決策を議論する必要がある。日本の課題としては、製造事業者に処理の責務を負わせているため、一般廃棄物に近いような大きさや頻度で排出される電池などの収集に自治体が入る余地が無くなっている点も課題だろう。EUでは自治体も製造事業者も横並びで生産者が責任を負うもののいろいろな形で作業や責務を分担している。

- ・【電池の日の提案・危険性の伝わる標記】「電池の日」などを設定し収集を開始した自治体では、排出行動の改善が見られたという話も聞く。本当の意味での意識付けは3-5年程度かかるとよく言われるが、今後の変化に期待したい。各県には自治体は多数あるが、調べてみると電池の回収方法が同県内でもそれぞれかなり異なる。おそらく住民は他の自治体のやり方を知っていないし、引っ越しをするとわからなくなる。例えば、「廃電池は有害・危険物扱いになるのでこういうやり方で集めてください」といった日本全国共通の方法が必要なのではないか。「有害危険ごみ」と呼称を統一するのもいいと思うし、「電池はここに集めてください」という訴えも良いと考える。
- ・【パッカー車への混入】収集時、パッカー者の入り口のブレードが偶然電池を傷つけなくては生じないため、収集のすべてのケースで発火するわけではないと言われる。それを考えると確率論としては、発火事故よりかなり多くの LIB がパッカー車で収集されるものに混入しているとみていいだろう。結局、廃棄段階で分別が行われることが望ましい。
- ・【電池の運搬】電池の運搬については、日本でも航空機などですでにマークや決まりがあるのはご存じの通りだが、欧州では陸上輸送においても欧州陸送規則(ADR)がある。LIB使用製品、使用済LIB、ダメージを負ったLIBで運送方法、箱を分けており、安全に輸送する箱を販売する企業すらある。
- ・【再生利用の手法】Ni、Co が LiB からしっかり回収できるかというと、まだまだ課題があると言われている。現実上はステンレス原料として Ni 分を使う処理や、安全上で電炉に投入する処理が多いと言われ、LIB の正極材を回収する処理に向けられるのは少ない。国として再生利用するルートをしっかり確立していかなくては、欧州に勝てない旨は提言しているとおりである。これは技術的

な問題以外にも、収集システムの問題や廃棄物処理法・資源有効利 用促進法とのバランスなど多くが関係し、おそらく個々の企業に自 由に解決策の実施をゆだねても解決できない問題である。国全体の 強いリーダーシップに沿ってみんなが同じ方向性をもって行動す ることが重要となる

・【小型家電からの電池の回収】最近は、LiB などの二次電池の性 能上昇、機器の省電力化が進み、予備の電池を持ち運ぶということ は、一部の機器以外は一般的ではなくなった。そのため、多くの電 池が小型家電中に含まれた形で自治体等(別のボックスもある)に 廃棄される。小型家電リサイクル法では分別は自治体ごとに異な り、小型家電は、認定事業者かそうでない事業者、あるいは自治体 での処分(焼却・埋め立て)に分散していく。電池もそれとともに 移動するので、回収した各工程の工場にてどのように取外すかとい う検討が必要である。欧州は電池指令の時代から、廃電気・電子機 器(WEEE) 指令と整合を取っており、WEEE 指令ではこのよう な電池が入ってきた場合(ここで LiB に限定していない)工場の責 務で電池を取外し、電池を処理業者に送る必要性が規定されてい る。EUの WEEE 工場では、日本で言う小型家電も粗破砕機で壊 し、コンベア上から電池を回収、後段の破砕機に混入しないように することなどを以前からおこなっていることが多い。この処理では 後段のシュレッダー破砕機でさらに破砕を行い、その後分離処理が 実施される。近年の LiB の増加により、この工程の破砕機での発煙 や火災事例があり、検知・消火設備の整備や、電池の破砕機への混 入確率の制御などを実施するようになったという。小型家電を回収 するのであれば、そういった工夫を実施できる資金も与える必要が あると昔から提言してきた。資金を準備すれば、もっとできること はあるし火災問題を解決するためには、電池の処理の動線すべてを 考える必要がある。

・【欧州のリサイクル工場での対応】WEEE 指令の大きな原則の一つは、有害な物を除いて(depollution)残りの材料の再利用を促進することである。リサイクラーは有害・危険物を材料のルートから除く義務がある(そのために使用者から収集した費用が使われる)。電池はこれに当たる。一方、日本の小型家電リサイクル法は促進法であり、資源回収の価値で処理が行われるので、このような有害・危険物除去を同様に行うのは資金面で難しいだろう。法律を制定する当時の検討で、その資源価値を利用しての処理が継続的に行える試算が成されたが、実態は金や銀を含む機器が中抜きされ、資源価

値の悪いものが残ってしまっているために、循環が回らない。また、 資源価格の変動、価値の高い金属などの使用減も関係する。

また、小型家電法の制定時には、LiBの普及がここまでではなかったうえ、電池交換も可能なタイプが多く、今のように電池が外せない機器は少なかったことでも違った状況にある。EUでは電池も小型家電も収集処理に関する費用は、リサイクル賦課金として売るときの価格に含まれている。今後、日本でもこの費用面の話は議論しなくてはいけないが、この際、電池と小型家電は切り離して考えることはできないものとなった。

・【粗悪品の扱い】欧州ではすべての製品に CE マーク (基準適合 マーク) が付いており、CE マークと DPP による情報の紐づけを 今後行っていくだろうと言われている。この両者に対応しないもの は市場に入れない。 粗悪品の多くが中国などからの輸入品であれば、EC も含めた、このようなマーキングや DPP 的な考え方は今 後参考にすべきである。

(17) 有識者 C

図表 1-17 ヒアリング調査結果

ヒアリング実施対象	ヒアリング内容
有識者C	○リチウム蓄電池の発火メカニズムについて
	・ニュース等の情報を基に調査している限り、多量なごみの中で、
	リチウム蓄電池が燃えたと判断できている事例もあれば、できてい
	ない事例もある。スプレー缶やライター、マッチ等、他にも発火原
	因となりうる候補の品目はある。当センターでは事故調査を主な調
	査内容としており、エネルギー密度等に基づく基準を作るのは難し
	いと考えている。メカニズムとしては、どんな小さなリチウム蓄電
	池であっても、少しでも火花が出ればリチウムを使用していること
	で燃えるだろう、という教科書的な回答になってしまう。
	・リチウム蓄電池自体から発火するというのは、事故調査を通じて
	ある程度判明しているが、廃棄現場の周囲の環境要因にも影響され
	る。電池があぶられる、圧力がかかる等、リチウム蓄電池自体に問
	題がなくても発火することはありうる。ただし、具体的なメカニズ
	ムは分からない。再現動画を撮るため、パッカー車を用いて挟み込
	みの試験をしたが、 10 回実施して再現できるのは 2 回程度である。
	電池を満充電にした状況で、切断するぎりぎり手前まで挟み込まな
	いと、発火には至らない。経験的な感覚はあるが、メカニズムの定
	量的な把握はできていない状況である。

・事故情報では火災で燃えてしまった後のものを調べるため、電池が充電されていたか等の情報を得るのは難しい。一方で、充電の程度は分からないが、充電中の発火事故の件数が一定数あるという状況である(コードレス掃除機の非純正バッテリー等の使用時の発火事故など)。個人的な経験としても、充電できなくなったスマートフォンに搭載されているリチウム蓄電池をどれだけ曲げようとも、危害は無かったという経験もある。

○事故リスクの高い EC サイト販売製品に関する調査・要請について

・EC サイトで販売されている製品のうち、事業者が特定できない製品に起因する事故は、消費生活製品安全法に定められる重大製品事故には該当しない。重大な危害はあるものの、対応を直接要請するのは難しいため、ネットパトロール等を行うことで実態を見回っている。昨年度の産業構造審議会で、PSE マークの表示を EC サイト事業者にも義務付けたいとの発言があったが、経済産業省からはできないという回答であった。どのような働きかけをすれば危険な製品が混入しないかというのは、難しい問題である。

○リチウム蓄電池のリスクに関する評価・発信

- ・リチウム蓄電池のリスクを R-Map 手法で評価したが、これは 1 つの自治体を対象に実施したものである。リコール領域と同等であったという結果であるが、マトリクスの赤い領域まで振り切れているため、うまく評価できているかは不明である。小さい規模の自治体で評価をすれば、そこまでのリスクでないという結果になる可能性もある。メーカーに対し、このような調査結果もあるという実態を紹介し、安全性に関して呼びかけた次第である。
- ・リスクアセスメントの考え方として、ライフサイクルの各段階でリスクを低減することと国際基準が定められており、メーカー側も十分に理解しているだろう。検討会の場で一般論として紹介することは可能だが、その情報を踏まえ、リスクを自分事として捉えていただけるか、というところに課題がある。リスクアセスメントはあくまで事業者の自主的な取り組みであり、ESG等、社会貢献の潮流の観点からPRしてはどうかと考えているが、案内の仕方は難しいだろう。
- ・「安全」とは事故が発生しないことではなく、リスクが社会の許 容可能なレベルまで低減されたことが確認された状態である。リチ

ウム蓄電池に関しても、現状では事故原因が特定できた製品事故の うち、死者が出る危険は迫っていないが、今後様々な分野でリチウ ム蓄電池が浸透していくと、発生確率が低くても、死亡事故が顕在 化するというのは明らかなことである。遅かれ早かれ、悲惨な状況 が起こりうることは間違いない。3兆円という数字には根拠はない が、潜在的なリスクが大きいという比喩として捉えていただきた い。

○発火・発煙事故の原因となりうる製品の特定について

- ・当団体の事故情報を踏まえて、製品自体の分類、リチウム蓄電池を含む製品かどうかの分類、リチウム蓄電池に原因があるのか、等の整理をする必要があるが、また十分に対応できていない。事故調査の過程でも、リチウム蓄電池が燃えたと考えられるが、燃えすぎて根拠が掴めないということもある。明確に何が危ないかは特定できない。一方、コードレス掃除機の互換バッテリー、ハンディファン、モバイルバッテリーなどは危ない製品と想定される。
- ・たとえグレードの高い難燃剤であっても、継続的に熱が加われば、 リチウム蓄電池が発火すると 800℃以上になるため、形状が残って いるということはないだろう。
- ・火災があった際、消防が消火活動に対応し火元は恐らくこの製品 であろうという通知を受けている。その結果を集計したグラフを紹 介した。製品自体に原因があるのか、原因究明調査を行って、原因 が特定できないこともある。
- ・消防の際に放水してしまうと、リチウム蓄電池から発火していた としても、因果関係分析ができない状況まで傷んでしまうことも原 因が特定できない要因。

2. リチウム蓄電池等の分別に関する消費者アンケート調査結果

1. のヒアリング調査結果を踏まえ、消費者に対してリチウム蓄電池等の分別に関するアンケート調査を実施した。(以下では、調査票に併せ「リチウムイオン蓄電池」と表記。)

(1)調査概要

①調査目的

リチウムイオン蓄電池や当該電池を使用した小型家電の廃棄に関する認識、当該電池に 起因した発煙・発火事故の低減を目的とした対応策に関する意見・要望等の調査

②調査対象

小型家電やリチウムイオン蓄電池を使用していると考えられる品目を所有する 15 歳以上 の男女(2,060 名)

年齢×性別×居住形態に均等割り付けを行った。

性別 男性 計 女性 居住形態 一戸建て マンション等 一戸建て マンション等 集合住宅 集合住宅 15~29歳 100 100 100 100 400 30~39 歳 100 100 100 100 400 40~49歳 100 100 100 100 400 50~59歳 100 100 100 100 400 60 歳以上 100 100 100 100 400 計 500 500 500 500 2,000

表 2-1 当初設定した調査対象の均等割付

③調査期間

2023年2月17日(金)~2月20日(月)

4調查方法

調査対象の消費者モニターを多数抱える Web アンケート調査実施会社に委託し、実施

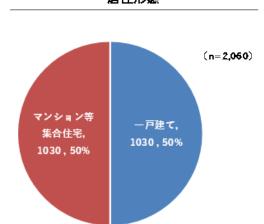
(2)調査結果

①調査対象者の属性

性別は男女半々、年齢は 5 歳刻みの年齢区分ごとに約 10%ずつ(24 歳以下、60 歳以上は除く)、居住形態は、一戸建てとマンション等集合住宅の割合が均等であった。

性別 年齡 ...207*~247*, (n=2,060) 12才~19才, 75, 4% 60才以上,412。 (n=2,060)115,6% 20% 25T~29T. 222,11% 女性, 1030, 男性, 1030, 55才~59才。 30才~34才。 188 , 9% 193,9% 50% 50% 50才~54才。 35才~39才。 224,11% 219,11% 45才~49才。 40才~44才。 216,10% 195,9%

図 2-1 調査対象者の属性



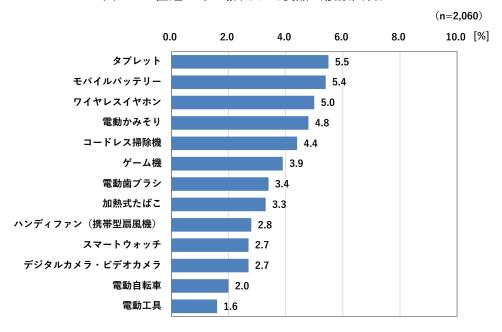
居住形態

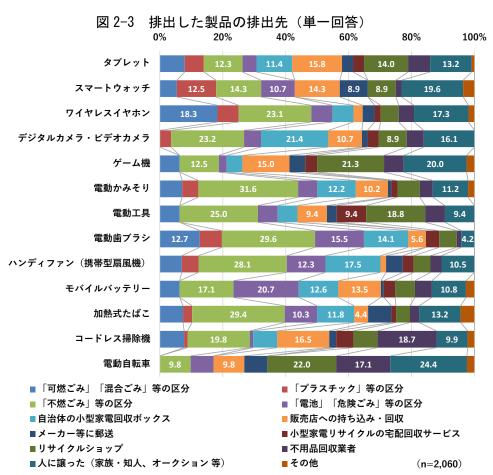
②直近1年で排出した製品、その排出先

直近 1 年で排出したことのある製品は、タブレット、モバイルバッテリー、ワイヤレスイヤホンの順に多い。

「可燃ごみ」や「プラスチック」等への排出が多い製品は、ワイヤレスイヤホン、電動 歯ブラシといった小型の製品。電動かみそり、電動歯ブラシ、ハンディファンは「不燃ご み」等への排出が多い。

図 2-2 直近 1年で排出した製品(複数回答)



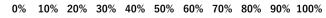


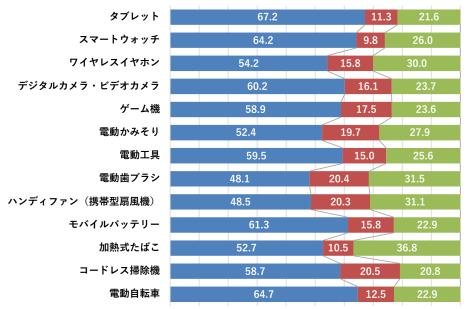
③製品を排出する際に参考とする情報

「排出先・方法を調べる」との回答が多かったのはタブレット、電動自転車、スマートウォッチ。いずれの製品においても、自治体からのごみ分別の情報(ごみカレンダーやホームページ等)を参考にするとしている。

「排出先・方法は知らないが、調べない」製品は、加熱式たばこ、電動歯ブラシ、ハン ディファンが多かった。

図 2-4 排出する際、排出先・方法を調べるか(単一回答)

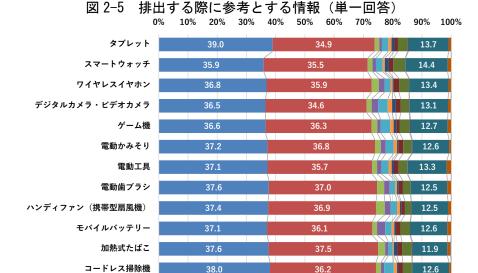




- ■排出先・方法を調べる
- ■排出先・方法を知っているため、調べない

(n=2,060)

■排出先・方法は知らないが、調べない



■自治体から紙で配布されたごみカレンダーやごみ分別マニュアル

■自治体のホームページやごみ分別アプリ

電動自転車

- ■ごみ集積所等における掲示
- ■電池や小型家電の回収ボックスにおける掲示
- 小売店(大手家電量販店、家電小売店、ホームセンター、スーパーマーケット等)の店員に聞いた情報 小売店(大手家電量販店、家電小売店、ホームセンター、スーパーマーケット等)における掲示
- ■オンラインショップの製品ページにおける表示
- ■製品の取扱説明書やパッケージ
- ■メーカーのホームページの製品ページにおける表示
- ■一般社団法人JBRCのホームページ
- ■その他のインターネットでの検索
- ■周囲の人に聞いた情報
- ■その他

④充電式電池の取り外しに関する意向・工夫

小型家電等の製品に充電式の電池が使用されている場合、「手で外れそうな場合のみ取り 外す」「一般的な工具で外せそうであれば取り外す」割合が78%を占めた。 充電が空の状態で排出する割合は44%、絶縁して排出する割合は27%であった。

図 2-6 製品に充電式電池が使用されている際の取り外し意向(単一回答)

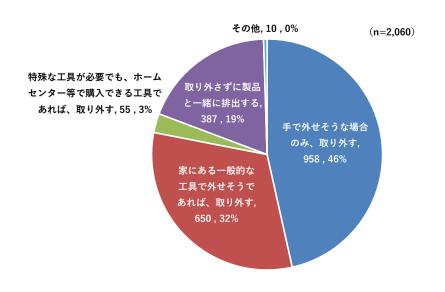
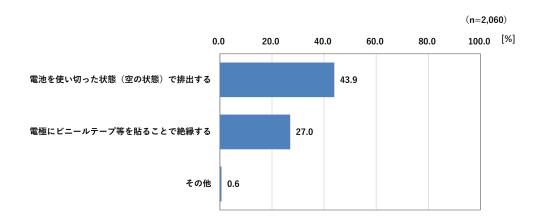


図 2-7 充電式電池の排出の際に行っている工夫(複数回答)



⑤電池のリサイクルマーク、LIB の発火・発煙等に関する認知度

以降の設問で LIB の発火発煙事故に関する対応策(案)等に関する認識の検証を実施するため、現状認識に関する設問を設けた。

電池のリサイクルマークを意味を含めて知っていた人は 13%、LIB の発熱等の危険性を 認識していた人は 51%、不適切な廃棄による火災の増加を知っていた人は 46%であった。

図 2-8 充電池のリサイクルマークの認知度(単一回答)

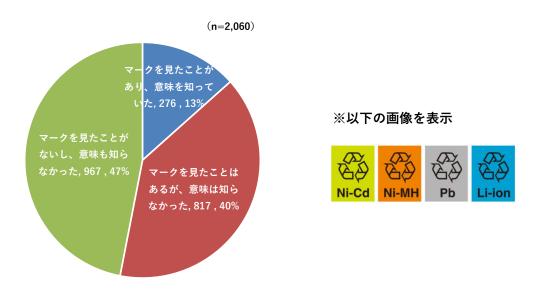
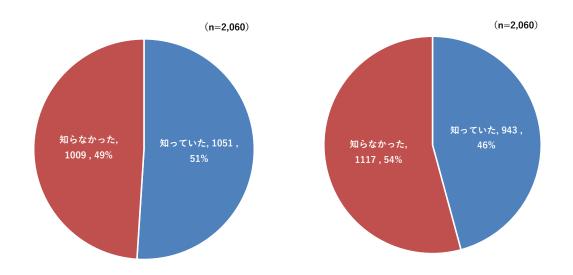


図 2-9 LIB に強い衝撃が加わった際の発熱・破裂・発火等の危険性の認知度 (左下図)、 LIB や使用製品の不適切な廃棄による火災の増加に関する認知度 (右下図) (単一回答)

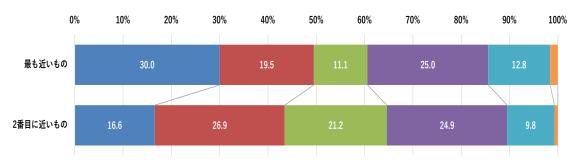


⑥LIB や使用製品が「可燃ごみ」等の区分に廃棄される原因に関する認識

LIB やその使用製品が「可燃ごみ」等の区分に廃棄される原因(=発火発煙事故につながる不適切な排出を引き起こす消費者意識のボトルネック)を調査した。

「不適切な排出が発火等の事故につながることを知らない」ことが近いと答えた人が多く、「LIBをどこに排出したらいいか分からない」「製品にリチウムイオン蓄電池が使用されていることが分からない」との回答も多かった。

図 2-10 LIB や使用製品が「可燃ごみ」等の区分に廃棄される原因に関する認識(単一回答)



- ■「可燃ごみ」「プラスチック」「不燃ごみ」等の分別区分に廃棄したリチウムイオン蓄電池やその使用製品が原因で、発火等の事故が起こることを知らない
- ■製品にリチウムイオン蓄電池が使用されていることが分からない
- ■製品からのリチウムイオン蓄電池の取り外し方が分からない/取り外せない
- ■リチウムイオン蓄電池をどこに排出したらいいか分からない
- ■リチウムイオン蓄電池の排出先が近くにない

(n=2,060)

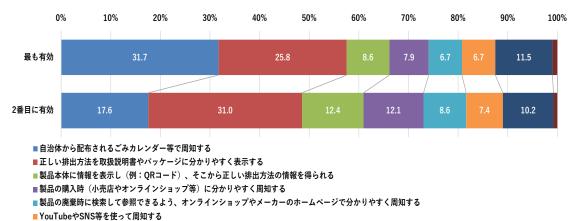
■その他

(7)LIB や使用製品の適切な排出方法の周知に有効な方法

LIB や使用製品の適切な排出方法の周知に有効な方法を調査した。

最も有効と回答されたのは「自治体から配布されるごみカレンダー等で周知する」であり、続いて「正しい排出方法を取扱説明書やパッケージに分かりやすく表示する」であった。

図 2-11 LIB や使用製品の適切な排出方法の周知に有効な方法(単一回答)



■ TOUTUDE PSINS寺を使りて向和する

■メディア(テレビや新聞等)を使って周知する

■その他

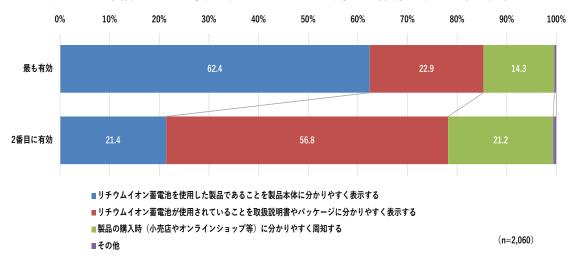
(n=2,060)

⑧製品にLIB が使用されていることの周知に有効な方法

製品に LIB が使用されていることの周知に有効な方法を調査した。

最も有効と回答されたのは「リチウムイオン蓄電池を使用した製品であることを製品本体に分かりやすく表示する」であり、続いて「リチウムイオン蓄電池が使用されていることを取扱説明書やパッケージに分かりやすく表示する」であった。

図 2-12 製品に LIB が使用されていることの周知に有効な方法(単一回答)



⑨LIB の安全な取り外し方の周知に有効な方法

LIBの安全な取り外し方の周知に有効な方法を調査した。

最も有効と回答されたのは「安全な取り外し方を取扱説明書やパッケージに分かりやすく表示する」であり、続いて「製品本体に情報を表示し(例:QR コード)、そこから安全な取り外し方の情報を得られる」「製品の購入時(小売店やオンラインショップ等)に分かりやすく周知する」が多かった。

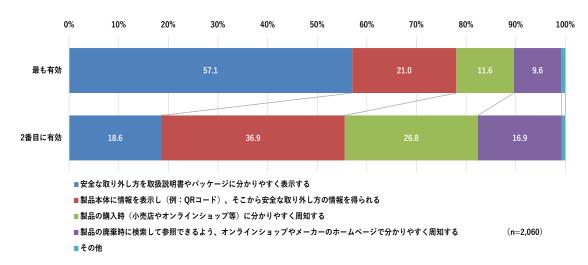


図 2-13 LIB の安全な取り外し方の周知に有効な方法(単一回答)

⑩LIBの回収の促進に有効な回収方法

LIB の回収の促進に有効な回収方法を調査した。

最も有効と回答されたのは「自治体が「電池の日」等を設け、その日はごみ集積所に分別排出できる」、続いて「自治体施設で回収する」であった。

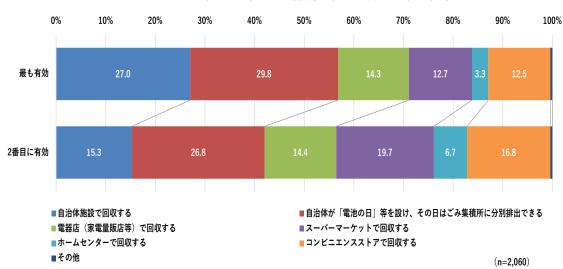


図 2-14 LIB の回収の促進に有効な回収方法(単一回答)

⑪LIB 使用製品の回収の促進に有効な回収方法

LIB使用製品の回収の促進に有効な回収方法を調査した。

最も有効と回答されたのは「自治体が小型家電回収ボックス等で回収する」、続いて「自治体が「電池の日」等を設け、その日はごみ集積所に分別排出できる」であった。

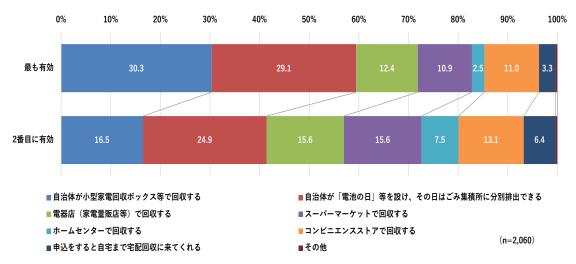


図 2-15 LIB 使用製品の回収の促進に有効な回収方法(単一回答)

⑫LIB や使用製品の回収の工夫として有効な方法

LIBや使用製品の回収の工夫として有効な方法を調査した。

最も有効と回答されたのは「回収場所に持ち込むことでポイントが付与される」、続いて「回収場所の情報をインターネットで簡単に検索できるようにする」であった。

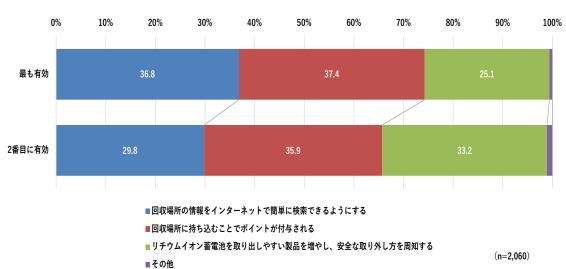


図 2-16 LIB や使用製品の回収の工夫として有効な方法(単一回答)

リチウムイオン蓄電池等の分別に関するアンケート調査 設問

(スクリーニング調査)

あなたの性別を教えてください。(単一選択)

- 1. 男性
- 2. 女性

あなたの年齢を教えてください。(数値回答)

(数値回答の上、以下の5区分に割付)

- 1. 15~29 歳
- 2. 30~39 歳
- 3. 40~49 歳
- 4. 50~59 歳
- 5. 60 歳以上

あなたのお住いの居住形態を教えてください。(単一選択)

(1~4を選択した方を本アンケートの対象とする)

- 1. 持ち家 (一戸建て)
- 2. 持ち家(マンション等集合住宅)
- 3. 賃貸 (一戸建て)
- 4. 賃貸(マンション等集合住宅)
- 5. その他(社宅・寮・シェアハウス等)

以下に示す製品のうち、あなたが現在保有している製品をすべてお選びください。(複数回答)

(いずれかを保有する人を本アンケートの対象とする。)

- 1. タブレット
- 2. スマートウォッチ
- 3. ワイヤレスイヤホン
- 4. デジタルカメラ・ビデオカメラ
- 5. ゲーム機
- 6. 電動かみそり
- 7. 電動工具
- 8. 電動歯ブラシ
- 9. ハンディファン (携帯型扇風機)
- 10. モバイルバッテリー
- 11. 加熱式たばこ
- 12. コードレス掃除機
- 13. 電動自転車
- 14. どれも持っていない

(本アンケート調査)

まず、小型家電等の製品の購入・排出に関してお伺いします。

No	設問文	選択肢				回答者条
						件
1	以下に示す製品について、直近1年で排出					全員
	した製品をすべてお選びください。(「排					
	出」とは、廃棄やリサイクルを目的とした					
	回収等を指しており、まだ家に置いてある		ウメラ・ビデ :	オカメラ		
	場合は排出に含みません。)	・ ゲーム機				
	(複数選択) 	電動かみる	そり			
		電動工具				
		・ 電動歯ブラ				
			ファン(携帯	型扇風機)		
		・モバイル/	* * *			
		・ 加熱式たは				
		・コードレス				
		• 電動自転車				
_		,	出していない			
2	1 で回答した製品の排出先として、最も近		た製品別にマ	゚゚トリックスと	こして、単一	
	いものを選んでください。	回答)				における
	(単一選択)		り」等の区分			該当者の
			チック」等の			み
			り」等の区分			
			危険ごみ」等			
			小型家電回収:			
			寺ち込んだ/叵 た・ ₹300	収してもらっ	った	
			等に郵送した	-	- 1 - 1 - 2	
		_	レショップに	売った/回収	してもらっ	
		tc = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	_ 11/2 1 _ 1 _			
			又業者に回収			
			と(家族・知	人への譲渡、	オークショ	
		ンに出品		,		
_		その他(身)	1)	141.11.41.	A =
3	以下に示す製品を持っていると仮定し、手		排出先・方	排出先・方	排出先・方	全員
	放そうと思った際、どのような排出先に、		法を調べる	法を知って	法は知らな	
	どのように排出するのがよいか、方法を調			いるため、	いが、調べ	
	べますか。各製品について、あてはまるも			調べない	ない	
	の1つを選んでください。	タブレット				
	(右図のようなマトリックス設問) 	スマートウォ				
		ッチ				

		ワイヤレスイ	
		ヤホン	
		デジタルカメ	1
		ラ・ビデオカ	
		メラ	
		ゲーム機	
		電動かみそり	
		電動工具	
		電動歯ブラシ	
		ハンディファ	
		ン(携帯型扇	
		風機)	
		モバイルバッ	
		テリー	
		加熱式たばこ	
		コードレス掃	
		除機	
		電動自転車	
4	3で「排出先・方法を調べる」と回答した	(3 で「排出先・方法を調べる」と回答した品目別	3 の回答
	製品について、どのような情報を参考にし	にマトリックスとして、単一回答)	における
	ますか。各製品について、最も近いものを	自治体から紙で配布されたごみカレンダーやご	該当者の
	選んでください。	み分別マニュアル	み
	(単一選択)	• 自治体のホームページやごみ分別アプリ	
		・ ごみ集積所等における掲示	
		・ 電池や小型家電の回収ボックスにおける掲示	
		小売店(大手家電量販店、家電小売店、ホーム	
		センター、スーパーマーケット等)の店員に聞	
		いた情報	
		小売店(大手家電量販店、家電小売店、ホーム	
		センター、スーパーマーケット等)における掲	
		示	
		オンラインショップの製品ページにおける表示	
		・製品の取扱説明書やパッケージ	
		・ 一般社団法人 JBRC のホームページ	
		・ その他のインターネットでの検索	
		・ 周囲の人に聞いた情報	
		• その他(具体的に:)	

次に、充電式電池や充電式電池使用製品の排出方法に関して伺います。

No	設問文	•	選択肢	回答者条件
5	製品に充電式の電池が使用されている場	•	手で外せそうな場合のみ、取り外す	全員
	合、取り外して別々に排出しようと考え	•	家にある一般的な工具で外せそうであ	
	ますか。あなたの考えに最も近いものを		れば、取り外す	
	選んでください。	•	特殊な工具が必要でも、ホームセンター	
	(単一選択)		等で購入できる工具であれば、取り外す	
		•	取り外さずに製品と一緒に排出する	
		•	その他(具体的に:)	
6	充電式の電池を排出する際、実際に工夫	•	電極にシールを貼る等して絶縁する	全員
	していることはありますか。あてはまる	•	電池の充電が空の状態で排出する	
	ものをすべて選んでください。	•	その他(具体的に:)	
	(複数選択)	•	あてはまるものはない	
7	以下の画像は、電池の種類や回収・リサ	•	マークを見たことがあり、意味を知って	全員
	イクルが必要であることを示す「リサイ		いた	
	クルマーク」です。このマークの意味を	•	マークを見たことはあるが、意味は知ら	
	知っていましたか。		なかった	
	(単一選択)	•	マークを見たことがないし、意味も知ら	
			なかった	
	Ni-Cd Ni-MH Pb Li-ion			
8	充電式の電池であるリチウムイオン蓄電		知っていた	全員
	池は、強い衝撃が加わると、発熱・破裂・	•	知らなかった	
	発火等の危険性があります。この危険性 			
	について、知っていましたか。			
	(単一選択)			
9	リチウムイオン蓄電池やリチウムイオン		知っていた	全員
	蓄電池を使用する製品(以下、「使用製	•	知らなかった	
	品」)が「可燃ごみ」「プラスチック」「不			
	燃ごみ」等の分別区分に廃棄されること			
	で、ごみ収集車やごみ処理施設で発生す			
	る火災が年々増加していると言われてい			
	ます。この問題について、知っていまし			
	たか。			
	(単一選択)			
10	リチウムイオン蓄電池やその使用製品が	•	自分が「可燃ごみ」「プラスチック」「不	全員
	「可燃ごみ」「プラスチック」「不燃ごみ」		燃ごみ」等の分別区分に廃棄したリチウ	
	等の分別区分に廃棄されるのは、何が原		ムイオン蓄電池やその使用製品が原因	
	因だと思いますか。あなたの考えに最も		で、発火等の事故が起こることを知らな	

	エルナのナー つ湿ノーノギナル		
	近いものを一つ選んでください。		
	(単一選択)	・ 製品にリチウムイオン蓄電池が使用さ	
		れていることが分からない	
		• 製品からのリチウムイオン蓄電池の取	
		り外し方が分からない/取り外せない	
		・ リチウムイオン蓄電池をどこに排出し	
		たらいいか分からない	
		・ リチウムイオン蓄電池の排出先が近く	
		にない	
		• その他(具体的に:)	
11	リチウムイオン蓄電池やその使用製品が	(上の設問と同じ選択肢を選べないように	全員
	「可燃ごみ」「プラスチック」「不燃ごみ」	制御)	
	等の分別区分に廃棄されるのは、何が原	・ 自分が「可燃ごみ」「プラスチック」「不	
	因だと思いますか。あなたの考えに 2番	燃ごみ」等の分別区分に廃棄したリチウ	
	<u>目に近いもの</u> を一つ選んでください。	ムイオン蓄電池やその使用製品が原因	
	(単一選択)	で、発火等の事故が起こることを知らな	
		₩.	
		・ 製品にリチウムイオン蓄電池が使用さ	
		れていることが分からない	
		・ 製品からのリチウムイオン蓄電池の取	
		り外し方が分からない/取り外せない	
		・ リチウムイオン蓄電池をどこに排出し	
		たらいいか分からない	
		・ リチウムイオン蓄電池の排出先が近く	
		にない	
		• その他(具体的に:)	
12	リチウムイオン蓄電池やその使用製品の	・ 自治体から配布されるごみカレンダー	全員
	適切な排出方法について、どのような方	等で周知する	
	法で周知をすることが有効と考えます	・ 正しい排出方法を取扱説明書やパッケ	
	か。 <u>最も有効と考えられる方法</u> を一つ選	ージに分かりやすく表示する	
	んでください。	・ 製品本体に情報を表示し(例:QR コー	
	(単一選択)	ド)、そこから正しい排出方法の情報を	
		得られる	
		・ 製品の購入時(小売店やオンラインショ	
		ップ等)に分かりやすく周知する	
		・ 製品の廃棄時に検索して参照できるよ	
		う、オンラインショップやメーカーのホ	
		ームページで分かりやすく周知する	
		• YouTube や SNS 等を使って周知する	
		メディア(テレビや新聞等)を使って周	
		知する	
		ಗು ೨ ರ	

		• その他(具体的に:)	
13	リチウムイオン蓄電池やその使用製品の	(上の設問と同じ選択肢を選べないように	全員
	適切な排出方法について、どのような方	制御)	
	法で周知をすることが有効と考えます	自治体から配布されるごみカレンダー	
	か。2番目に有効と考えられる方法を一つ	等で周知する	
	選んでください。	・ 正しい排出方法を取扱説明書やパッケ	
	(単一選択)	ージに分かりやすく表示する	
		• 製品本体に情報を表示し(例:QR コー	
		ド)、そこから正しい排出方法の情報を	
		得られる	
		・ 製品の購入時(小売店やオンラインショ	
		ップ等)に分かりやすく周知する	
		・ 製品の廃棄時に検索して参照できるよ	
		う、オンラインショップやメーカーのホ	
		ームページで分かりやすく周知する	
		• YouTube や SNS 等を使って周知する	
		メディア(テレビや新聞等)を使って周	
		知する	
		• その他(具体的に:)	
14	製品にリチウムイオン蓄電池が使用され	• リチウムイオン蓄電池を使用した製品	全員
	ていることについて、どのような方法で	であることを製品本体に分かりやすく	
	周知することが有効と考えますか。 <u>最も</u>	表示する	
	<u>有効と考えられる方法</u> を一つ選んでくだ	リチウムイオン蓄電池が使用されてい	
	さい。	ることを取扱説明書やパッケージに分	
	(単一選択)	かりやすく表示する	
		・ 製品の購入時(小売店やオンラインショ	
		ップ等)に分かりやすく周知する	
		その他(具体的に:)	
15	製品にリチウムイオン蓄電池が使用され	(上の設問と同じ選択肢を選べないように	全員
	ていることについて、どのような方法で		
	周知することが有効と考えますか。 <u>2 番目</u>		
	<u>に有効と考えられる方法</u> を一つ選んでく	であることを製品本体に分かりやすく	
	ださい。	表示する	
	(単一選択)	・ リチウムイオン蓄電池が使用されてい	
		ることを取扱説明書やパッケージに分	
		かりやすく表示する	
		・ 製品の購入時(小売店やオンラインショ	
		ップ等)に分かりやすく周知する	
10	リスナノノエン芸術があたくなたりは、	その他(具体的に:)	△ 므
16	リチウムイオン蓄電池の安全な取り外し		王貝
	方について、どのような方法で周知する	ケージに分かりやすく表示する	

				1
	ことが有効と考えますか。 <u>最も有効と考</u>	•	製品本体に情報を表示し(例:QR コー	
	<u>えられる方法</u> を一つ選んでください。		ド)、そこから安全な取り外し方の情報	
	(単一選択)		を得られる	
		•	製品の購入時(小売店やオンラインショ	
			ップ等)に分かりやすく周知する	
		•	製品の廃棄時に検索して参照できるよ	
			う、オンラインショップやメーカーのホ	
			ームページで分かりやすく周知する	
		•	その他(具体的に:)	
17	リチウムイオン蓄電池の安全な取り外し	(上	この設問と同じ選択肢を選べないように	全員
	方について、どのような方法で周知する	制御	D)	
	ことが有効と考えますか。2番目に有効と	•	安全な取り外し方を取扱説明書やパッ	
	<u>考えられる方法</u> を一つ選んでください。		ケージに分かりやすく表示する	
	(単一選択)		製品本体に情報を表示し(例:QR コー	
			ド)、そこから安全な取り外し方の情報	
			を得られる	
			製品の購入時(小売店やオンラインショ	
			ップ等)に分かりやすく周知する	
			製品の廃棄時に検索して参照できるよ	
			う、オンラインショップやメーカーのホ	
			ームページで分かりやすく周知する	
			その他(具体的に:)	
18	リチウムイオン蓄電池を回収すること	•	自治体施設で回収する	全員
	で、希少な金属資源をリサイクルするこ		自治体が「電池の日」等を設け、その日	
	とができるほか、リサイクル現場等での		はごみ集積所に分別排出できる	
	発火等の事故を防ぐことにつながりま	•	電器店(家電量販店等)で回収する	
	す。		スーパーマーケットで回収する	
	どのような場所でリチウムイオン蓄電池		ホームセンターで回収する	
	が回収されれば、あなたは排出しやすく		その他(具体的に:)	
	なると思いますか。 <u>最も有効と考えられ</u>			
	(単一選択)			
19	どのような場所でリチウムイオン蓄電池	•	自治体施設で回収する	全員
	が回収されれば、あなたは排出しやすく		自治体が「電池の日」等を設け、その日	
	なると思いますか。2番目に有効と考えら		はごみ集積所に分別排出できる	
	<u>れる方法</u> を一つ選んでください。		電器店(家電量販店等)で回収する	
	(単一選択)		スーパーマーケットで回収する	
			ホームセンターで回収する	
			その他(具体的に:	
20	リチウムイオン蓄電池を取り外せない製	•	自治体が小型家電回収ボックス等で回	全員
	品を回収することで、希少な金属資源を		収する	
			M / W	<u> </u>

		4 11 12 F Z 11 2 - 14 1 - 1 - 1	
	リサイクルすることができるほか、リサ		
	イクル現場等での発火等の事故を防ぐこ	はごみ集積所に分別排出できる	
	とにつながります。	電器店(家電量販店等)で回収される	
	リチウムイオン蓄電池を取り外せない製		
	品がどのような場所で回収されれば、あ	ホームセンターで回収する	
	なたは排出しやすくなると思いますか。	• その他(具体的に:)	
	<u>最も有効と考えられる方法</u> を一つ選んで		
	ください。		
	(単一選択)		<u> </u>
21	リチウムイオン蓄電池を取り外せない製	(上の設問と同じ選択肢を選べないように	全員
	品がどのような場所で回収されれば、あ	制御)	
	なたは排出しやすくなると思いますか。 <u>2</u>	・ 自治体が小型家電回収ボックス等で回	
	番目に有効と考えられる方法 を一つ選ん	収する	
	でください。	• 自治体が「電池の日」等を設け、その日	
	(単一選択)	はごみ集積所に分別排出できる	
		電器店(家電量販店等)で回収される	
		スーパーマーケットで回収する	
		ホームセンターで回収する	
		その他(具体的に:)	
22	 リチウムイオン蓄電池やその使用製品の		全員
	回収を促進する工夫について、どのよう	単に検索できるようにする	
	な工夫がされれば、あなたは排出しやす		
	くなると思いますか。最も有効と考えら	付与される	
	れる工夫を一つ選んでください。	リチウムイオン蓄電池を取り出しやす	
	(単一選択)	い製品を増やし、安全な取り外し方を周	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	知する	
		その他(具体的に:)	
23	リチウムイオン蓄電池やその使用製品の	(上の設問と同じ選択肢を選べないように	全員
		制御)	
	な工夫がされれば、あなたは排出しやす		
	くなると思いますか。2番目に有効と考え	・ 回収場所の情報をインダーネットで簡単に検索できるようにする	
	くなると思いますか。 <u>2番目に有効と考え</u> られる工夫を一つ選んでください。	単に検系できるようにする回収場所に持ち込むことでポイントが	
	<u>られる工大</u> を一つ選んでくたさい。 (単一選択)	・ 回収場所に持ら込むことでホイントか 付与される	
	(平)	り子されるリチウムイオン蓄電池を取り出しやす	
		い製品を増やし、安全な取り外し方を周	
		知する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
24	日エウナノナン共命地の英原を集中とり	その他(具体的に:)	수문
24	リチウムイオン蓄電池の適切な排出を促		全員
	す方法として、ご意見やご要望があれば		
	ご自由にご記入ください。		
	(自由回答)		

最後に、あなたご自身のことについてお尋ねします。

25	あなたの現在の職業は、次のどれにあて	•	会社員	全員
	はまりますか。	•	公務員	
	(単一回答)	•	自営業/個人事業	
		•	会社役員	
		•	自由業	
		•	専業主婦・主夫	
		•	学生	
		•	アルバイト/パート	
		•	無職	
		•	その他	

第2章 リチウム蓄電池使用製品の回収状況に係る調査

資源有効利用促進法では、リチウム蓄電池について製造事業者等に識別表示、自主回収及び再資源化を求めている。また、密閉形蓄電池使用製品 29 品目については、製品本体に密閉形蓄電池を使用している旨の表示、使用されている密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化を求めている。しかしながら、ECの拡大やそれに伴う中小零細企業によるEC市場への新規参入により、新規事業者が急速に増えたことから、自主回収や再資源化等に取り組んでいない事業者や、他の事業者が用意した回収ルートにただ乗りしている事業者が表れ始めている。このため、ECサイト等で販売している製品を中心に、表示の有無等について、WEBで調査を行った。また、リチウム蓄電池使用製品の自主回収の実施状況について、ヒアリング調査を通じて把握した。

1. リチウム蓄電池使用製品の表示の有無等に関する Web 調査

(1)調査概要

主要な EC モール 3 サイト (サイト A・サイト B・サイト C) の製品ページにおける「リチウム蓄電池使用製品に関する表示状況」を調査し、整理を行った。

1調査項目

- ・リチウム蓄電池を使用している旨の表示
- ・リサイクルマーク・PSE マークの表示
- ・電池の取り外し方法、機器の分解の記載 (電池取り外し良否含む)
- ・廃棄・リサイクル依頼・回収方法・回収先に関する記載
- ・事業者(メーカーまたは販売事業者)の表示
- ・問い合わせ先の表示

②調査対象品目

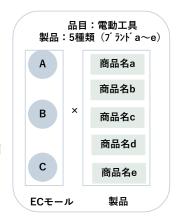
確認箇所 (画像中・本文・製品概要)



対象とした製品は資源有効利用促進法指定29品目。

3 サイトに共通して出品されている製品を各品目 5 種類を選定したところ、EC モールで通常販売されていない(販売が少ない)品目を除き、以下の 18 品目(計 90 製品=18 品目×5 製品/品目)が整理可能であった。

電源装置(モバイルバッテリー等)、電動工具、誘導灯、火災警報 設備、防犯警戒装置、電動自転車、パソコン、プリンター、携帯用 データ収集装置、携帯電話用装置、ヘッドフォンステレオ、 電気掃除機、電気かみそり、電気歯ブラシ、非常用照明器具、 電動式がん具、電気マッサージ器、電気気泡発生器



(2)調査結果

(1)リチウム蓄電池を使用している旨の表示の有無

品目別では、「電動工具」や「電動自転車」は使用している旨の表示が多くされており、「ヘッドフォンステレオ」や「電気歯ブラシ」では表示が少なかった。易解体性の高い製品での表示が多い傾向が考えられる。

「電気かみそり」では、海外生産品での表示の割合が低い。

図 2-17 リチウム蓄電池を使用している旨の表示の有無

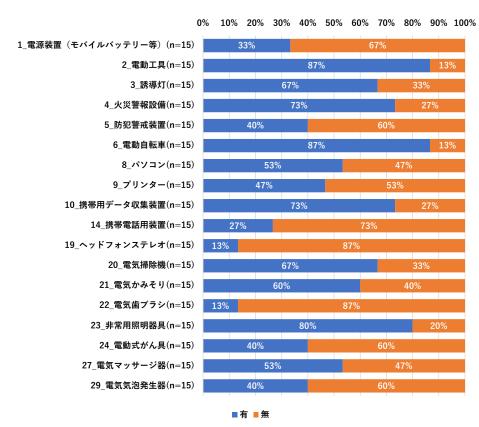
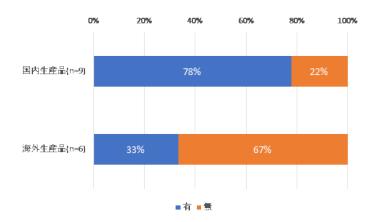


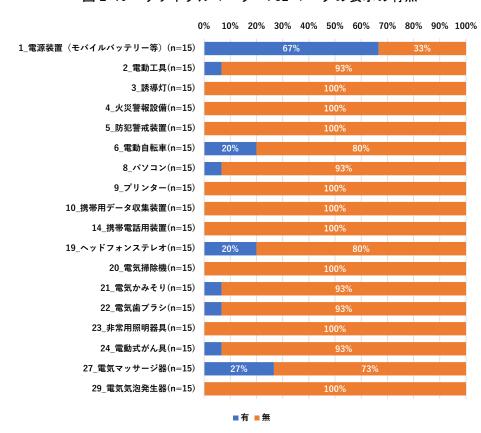
図 2-18 国内生産品と海外生産品の比較(電気かみそり)



②リサイクルマーク・PSE マークの表示の有無

品目別では、「モバイルバッテリー等」では表示が多くみられたが、その他の品目では表示が少なかった。なお確認されたマークは PSE マークが大半であり、全体を通じてリサイクルマークの表示はほぼ見られなかった。

図 2-19 リサイクルマーク・PSE マークの表示の有無



③電池の取り外し方法、機器の分解の記載(電池取り外し良否含む)の有無

品目別では、「電動工具」「電動自動車」「誘導灯」は表示が多かったが、多くの品目で表

示されている製品が少ない、もしくは製品がなかった。易解体性の高い製品での表示が多い傾向が考えられる。

「電動式がん具」では、海外生産品での表示の割合が低い。

図 2-20 電池の取り外し方法、機器の分解の記載(電池取り外し良否含む)の有無

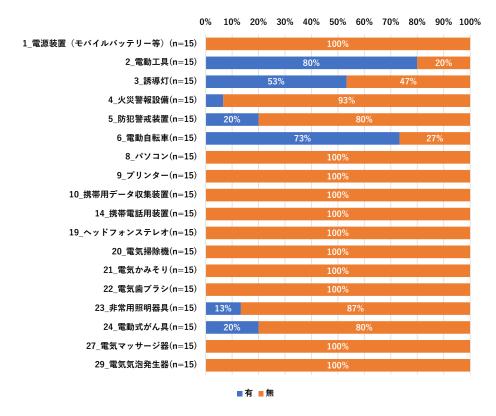
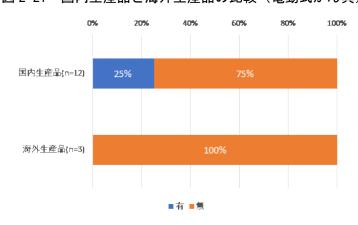


図 2-21 国内生産品と海外生産品の比較(電動式がん具)

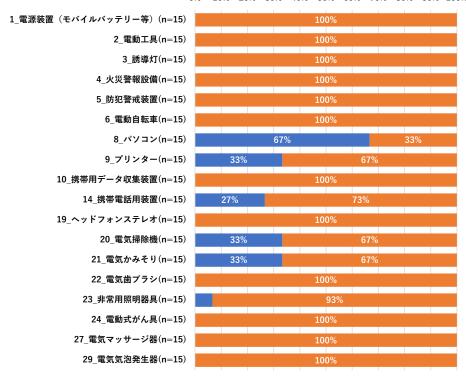


④廃棄・リサイクル依頼・回収方法・回収先に関する記載の有無

品目別では、「パソコン」は表示が多く、「プリンター」「電気掃除機」「電気かみそり」 等は一部の品目で表示されていたが、多くの品目で表示がされていなかった。

図 2-22 廃棄・リサイクル依頼・回収方法・回収先に関する記載の有無

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



2. リチウム蓄電池使用製品の自主回収の実施状況

(1) 電気シェーバーの自主回収の実施状況

以下、電気シェーバーメーカーへのヒアリング結果を記載した。

- ・ 当社は環境サスティナビリティを経営戦略に組み込み、企業として継続的な成長を目 指すと同時に、製品ブランドや社員を通じてより良い未来への社会の変化をもたらす ことを会社全体で目指している。
- ・ サスティナビリティは、100 年続くブランドの根幹となるもので、ものづくりの姿勢 となるもの。クラフトマンシップと普遍性を追求したデザインで、良いものを長く使 ってもらうことを追求してきたブランド。
- ・ 昨今のサスティナビリティの意識の高まりを受け、より愛されるブランド、より選んでいただけるブランドとなるため、当社ブランドのサスティナビリティの信条をもっと顧客に伝えていきたいと考え、家電量販店と協働し、顧客にも主体的に参加してもらえる取組として今回の回収プログラムを開始した。
- ・ 小型家電の中でも、電気シェーバーの回収率が低い。半数近くの消費者が、家庭ごみ として排出していて、リサイクルが進んでいない。冷蔵庫等と比べると、捨てやすい から捨ててしまう、リサイクルへの協力の仕方がわからない、との声が多数あった。
- ・ シェーバーブランドとして何か解決策を提示したい、と考え、CSR 視点ではなく、ビジネスに結びつける施策として考案した次第。
- ・ 2021 年 11 月 1 日~2022 年 6 月末日で、累計応募数が約 5 万点、回収完了した使用済 シェーバーが約 2 万点。家電量販店の店舗に回収箱を設置し、回収箱が満杯になった タイミングで回収しているため、応募から回収までにタイムラグがある。
- ・ 回収のターゲットはプラスチック。リチウム蓄電池がターゲットではない。そのため、 回収で得られた再生プラスチックをフラワーポットにし、ネコのひげを植え、子供た ちに配るという形。
- ・ 回収率は敢えてとっていない。他社のシェーバーも回収し、リサイクルに回している ため、正確な回収率がわからない。回収されたリチウム蓄電池のリサイクルは、JBRC のスキームに則って、リサイクル事業者に任せている。
- ・ マーケティングの担当者が持っている予算の中で取り組んでいるもので、会社として 恒常的に行うことは考えていない。ワンタイムのプロジェクトとして実施したもの。
- ・ ビジネスに結びついているかは疑問である。当社は東京オリンピックの公式スポンサーを務めたが、表彰台をシャンプー・リンス容器や石鹸・洗剤容器を回収し、再生プラスチックにしたもので作った。これは大きな反響があり、ビジネスに貢献したと考える。他社シェーバーからの乗り換えのデータも把握できていない。このような CSR 的活動は、ビジネスにはすぐには数字に表れてこない。長い目で会社のブランドイクイティ、信頼性に貢献していきますという説明で、社内予算を獲得している面はある。
- ・ 当社の電動歯ブラシや電気シェーバーに使われているリチウム蓄電池は、電気用品安

全法の対象となるレベルよりも密度が低いので、発火リスクは小さいと考えている。 モバイルバッテリーのような電気用品安全法の対象となる密度の高い製品のほうが、 発火リスクが大きいと考える。回収する際には、プラスチックのみならず、リチウム 等のレアメタル回収を強調すればよいのだが、本プログラムでは、プラスチックのみ が回収対象である。

- ・ 電気シェーバーに使用されているプラスチック量は、シャンプー・リンス容器や石鹸・ 洗剤容器に比べれば微々たるものである。
- ・ マーケティング担当者が、自社のブランドを盛り上げるために取り組んだという経緯 もあり、担当者は数年で異動してもらうことから、次のマーケティング担当者が同じ ことに取組むかは不明。

(2)携帯電話、タブレットの自主回収の実施状況

以下、携帯電話、タブレットメーカーへのヒアリング結果を記載した。

- ・ サーキュラ―エコノミーの観点で、全ての製品をグローバルに無料で自主回収し、リサイクルすることが当社のポリシーである。一方、当社の製品は長期間使用できるものであり、リユースされ、2人目、3人目に使用されるケースもある。特にアジアは中古品市場が盛んでリユースに多く回されている。以前のリサイクルスキームは、PCとその他の製品で別ルートの申請が必要だったが、現在はすべて製品が小型家電認定業者を通して回収できるようになった。ユーザーとしては自主回収に出しやすくなったのではないか。
- ・ 当社はライフサイクル全体で環境影響を低減することを目指しており、製品環境報告書において、製品ごとの環境情報を公表している。具体的には、製品モデル毎のライフサイクルの環境影響(エネルギー効率、リサイクル素材や製造過程で使用されるマテリアル等)を公表している。
- ・ 携帯キャリアを通じ、モバイル・リサイクル・ネットワークへと回収される量に比べ ると、自主回収できている量は少ない。
- ・ できるだけ自主回収しようと周知に努めているが、状態が悪ければ下取りしても価値 にならない、回収に出さなくてよいだろうという意識を持つ方もいる。ホームページ で製品を購入する際に下取りプログラムの旨を表示したり、リサイクルや素材回収の 重要性など周知に努めていきたい。
- 「この製品を回収することで、これだけの廃棄物を削減できる」といったメッセージの工夫も効果的と考えている。

(3) 家電量販店の自主回収の実施状況

大手家電量販店では、モバイルバッテリーを買い替える際に、同じ数のモバイルバッテリーを無料で引き取っている。

また、リチウム蓄電池だけでなく、使用済みの乾電池や小型の充電式電池など各種電池の無料回収を行っている。電池回収 BOX が店内に設置されている店舗もある。

同社ホームページで、消費者に対し、持込時の注意事項として、「電池のプラス・マイナス端子に他の金属が触れるとショートし発火・発熱・破裂の原因になります。そのため廃棄の際には、ビニールテープやセロハンテープなどで端子を覆い絶縁していただくよう、ご協力をお願いいたします。」と記載している。

(4) リネットジャパンリサイクル株式会社のリチウム蓄電池使用製品の回収状況

リネットジャパンリサイクル株式会社では、パソコンとともに、リチウム蓄電池を使用 している小型家電製品を回収している。

回収対象となる品目は、パソコン本体、携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ、電子レンジなど約 400 品目にも及ぶ。

(5) 株式会社エコソルのリチウム蓄電池の回収状況

株式会社エコソルは、不要なバッテリーを回収・再資源化する「廃棄バッテリー回収・ 買取サービス」を開始した。「廃棄バッテリー買取サービス」は、主に電動工具やハンディーターミナル、測量機、無線機など様々な機器に使用されている小型リチウム蓄電池を対象とし、専用の回収ボックスを購入してもらい、不要な廃棄バッテリーを梱包してもらい、それを回収・買取手配するサービスである。回収ボックスは緩衝材と絶縁テープのセットになっており、運送時の安全面に配慮している。

第3章 事業者検討会等の実施及びそれに向けた調査

本章では、令和 4 年度地球温暖化問題等対策調査(我が国における資源効率性の向上に関する調査) リチウム蓄電池に起因した発煙・発火事故低減に係る事業者等検討会(以下、「事業者等検討会」と略す)の実施概要ならびに関連調査結果を整理した。

1. 事業者等検討会の開催要領

事業者等検討会の開催要領を作成し、事業者等検討会に参加する委員への就任依頼を行った。

表 3-1 事業者等検討会の開催要領

令和4年度地球温暖化問題等対策調査 (我が国における資源効率性の向上に関する調査) リチウム蓄電池に起因した発煙・発火事故低減に係る事業者等検討会

開催要領

1. 目的

リチウム蓄電池は、小型家電リサイクル制度を始めとした廃棄物の回収・処理の過程において、破砕や圧縮などの通常の使用では想定されない強い衝撃が加わると発火するおそれがある。近年、電気電子機器の高機能化への需要に伴い、性能が高くかつ小型であるリチウム蓄電池を使用する製品が普及しており、今後、廃棄物として排出される機会が増加していくことが想定される。実際、小型家電に含まれるリチウム蓄電池については、市町村の可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックごみといった分別区分に混入してしまい、ごみ収集や中間処理の過程で衝撃が加わったり破砕されたりすることによる発火・発煙事例が報告されている。

プラスチック資源循環促進法が令和 4 年 4 月 1 日に施行されたが、廃棄物の回収・処理過程において、リチウム蓄電池を起因とした発火事故が多発しており、自治体や再生処理事業者からリチウム蓄電池がプラスチック廃棄物に混入しないよう対策をすべき旨の要望が多く挙がっている。

早晩対応をしなければ廃棄物行政全体に影響を及ぼす可能性があるため、本検討会では、 リチウム蓄電池やリチウム蓄電池使用製品の製造事業者、輸入販売事業者、EC事業者、 リサイクル事業者、消費者団体の参画を得て、各主体が今後実施していくことが望まれる リチウム蓄電池に起因した発煙・発火事故の低減に資する具体的な対応策(アクションプラン)を検討することを目的とする。

2. 設置する検討会

「リチウム蓄電池に起因した発煙・発火事故低減に係る事業者等検討会」を設置して検討 を実施する。

3. 組織等

- (1) 本検討会は、委員8名程度で構成する。
- (2) 本検討会は、事務局が総理する。
- (3) 委員は、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課の同意を得て三菱 UFJ リサーチ& コンサルティング株式会社が委嘱する。
- (5) 委員の委嘱期間は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が委嘱した日から

当該日の属する年度の2月末日までとする。

(6) 検討に際して専門的・技術的な知見等を得る観点から、本検討会にゲストスピーカーやオブザーバを招聘し、意見を聞くことを可能とする。

4. 開催時期

令和4年度内の開催とする。

5. 審議内容等の公開等

本検討会は原則、非公開で行うこととし、資料についても原則非公開とする。ただし、業界団体内で検討等に際して配布・回覧する場合はこの限りではない。

毎検討会後、議事要旨を作成し、関係者に確認の上、関係者間で共有することとする。 議事要旨の扱いは資料と同様とする。

本検討会の資料等が、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が報告書を作成するに当たって必要となる場合には、関係者に確認の上、掲載するものとする。

6. 庶務

本検討会の庶務は、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課の同意を得て、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社において処理する。

7. スケジュール (予定)

	開催時期	議題
第1回	令和5年	・事業者等検討会の開催要領について
	1月中旬	・リサイクル事業者におけるリチウム蓄電池の発火・発煙事例、発
		火・発煙対策について
		・リチウム蓄電池のリサイクル状況について
		・リチウム蓄電池に起因した発煙・発火事故の低減を目的とした事
		業者における具体的な対応策(仮説)について
第2回	令和5年	・リチウム蓄電池使用製品の回収状況に係る調査結果報告
	2月上旬	・リチウム蓄電池に起因した発煙・発火事故の低減を目的とした事
		業者における具体的な対応策(素案)について
第3回	令和5年	・リチウム蓄電池等の分別に関する消費者アンケート調査結果報告
	2月下旬	・リチウム蓄電池に起因した発煙・発火事故の低減を目的とした事
		業者における具体的な対応策(案)について

※令和5年3月中旬に、事業者等検討会(第4回)を追加で開催した。

2. 事業者等検討会(第1回)の議事次第、主な意見

事業者等検討会(第 1 回)では、本検討会の開催趣旨・リチウム蓄電池の資源有効利用の概況説明のほか、リチウム蓄電池の資源有効利用の実施状況、リチウム蓄電池に起因した発火・発煙の現状および対応状況についての話題提供を行った。

事業者等検討会(第1回)で出された主な意見は、表3-3のとおりである。

表 3-3 事業者等検討会(第1回)で出された主な意見

検討会で出された主な意見

火災の根本原因	○廃棄された電池の電池量は発火・発煙に影響するだろう。
(発火メカニズム、電池量の	使用後の製品は、満充電の場合に比べ、大規模な火災に
影響、品目等)	はなっていないだろう。火災の原因となる電池の状態、
	原因となる品目を特定しなくては、対応が難しい。現場
	の方々からどのような品目で発火が起きやすいかという
	情報も頂きたい。
	○何の製品、どのような大きさの LIB で火災が起きている
	か等の技術的な情報の詳細が明らかになると、具体的な
	対応策が検討できるだろう。
	○LIB による発火・発煙のメカニズム、根本原因知りたい
	(電池の残量の状態との関係)。使用済 LIB が一般的な
	電池と同程度のエネルギー量で、それが発火に繋がるの
	であれば、多種多様な電池への対応が必要となる。
	○小型家電製品も多様であるため、製品特性も考慮すべき。
	原因となる品目を絞り、具体的な品目に対して対応策を
	検討すべきではないか。NITE では再現実験等を行い、
	発火のメカニズムについて知見が蓄積されているのでは
	ないか。情報提供を頂きたい。
	○電気シェーバーの電池は小型である。火災の原因になり
	にくいのではないか。
	○LIB は海外でも活用されていることから、海外のリサイ
	クル業者の現状も調査すべきではないか。
製品の安全性	○非純正の互換バッテリーが EC モールで販売されてお
	り、消費者が不適切な取り換えを実施することで事故等
	に繋がると伺う。
	○国内での流通には商品への表示責務などもある。責務を
	果たさない商品が流通する経路としては、EC モールが
	一つ大きいのではないか。EC モールの運営事業者も協
	力が必要になると考える。
	○非純正の互換バッテリーを問題視している。EC モール
	を含め、安全性が担保されていない粗悪品の排除は必要
	と考える。
周知	○有害ごみ/資源ごみの表記を止め、資源物であると周知。
	○イヤホンに電池が使われていると認識しない消費者もい
	る。資源性の周知は更に必要。著名人等を使って周知す
	ることも効果的ではないか。
	○啓発対象の年代等も意識した周知を実施すべきである。
L	

易解体	○小型家電製品も多様であるため、製品特性も考慮すべき。
	水周りで使う製品は、使用時の安全性の観点から易解体
	設計は難しい部分もある。
	○取外した LIB を回収する方針を取るのか、消費者は LIB
	を取外すことなく排出し、専門家に任せる方針を取るの
	か、その議論も必要だろう。
製造・処理段階	○回収を進めるだけでなく、リサイクル工場で対処できる
	ようにする、発火しない商品を作る等も必要だろう。
対象品目の拡大	○発火・発煙リスク、資源性の観点から、小型家電リサイ
	クル法の対象品目を入れ替える等を考えることも一案で
	はないか。
	○電気シェーバーの電池は小型である。資源量が小さいも
	のも回収を進めるのか。資源法の対象品目の見直しも検
	討いただけるとよい。
その他	【促進を阻む課題】社会的責任を果たすために積極的な回
	収に努めるほど、課題が生じる実態もある。(例:JBRC
	で回収できない電池の対応を求められる。JBRC の回収
	は下取りゆえ、ボックスを設置するだけという対応はで
	きない。等)
	【混入の現状】JBRC で回収できないものについて、不燃
	ごみ等へ排出される。一方、自治体に JBRC への排出者
	登録の勧誘をしているが、資金面、予算面等から排出者
	登録に至らないことも多い。
	【循環ビジネスの促進】資源循環の観点からは、国内でリ
	チウム、コバルト、ニッケルを回収・活用できる状態を
	生むことも必要。
	【国への要望】LIBの回収量の調査を実施いただきたい。

3. 事業者等検討会(第2回)の議事次第、主な意見

事業者等検討会(第2回)では、事業者等検討会(第1回)で問題提起されたリチウム蓄電池の圧壊による発火リスクやリチウム蓄電池に係る製品安全の取組についての情報提供を行った後、リチウム蓄電池に起因した発煙・発火事故の低減を目的とした事業者における具体的な対応策(仮説)に関する意見交換を行った。

事業者等検討会(第2回)で出された主な意見は、表3-5のとおりである。

表 3-5 事業者等検討会(第2回)で出された主な意見

	検討会で出された主な意見
3-① EC モール運営事業者	○【何を】製品安全・発火事故等に係る注意喚起、NITE 等
への協力要請	の啓発動画を紹介、LIBの廃棄時の注意情報
※EC モール運営事業者に	○【どのように】購入履歴を基に、購入時や購入から数年経
特化した依頼	過時等にメール通知(大手・海外サイト問わず、でき得る
111 11 01 0 12 12 12 12	取組を行う。)
	→周知·啓発は色々と協力ができうる。(販売者への注意喚起、
	販売者に変なところがいないようにすることは協力可能。)
	一方、PSE マークの有無だけでなく、充電可能な小型家電
	などもあるため、どの範囲でどのような情報を提供・注意
	喚起すべきかを確認してから行う方が良いのではないか。
	原因は明確に特定できない中でもターゲットを決め、各主
	体ができることを進めることはできないか。
	○【どのように】EC モール運営事業者が出品者に対し、JBRC
への協力要請	に加盟していない LIB 使用製品製造事業者、LIB 使用製品
※ EC モール運営事業者に	輸入販売事業者について、JBRC の会員となるよう促進す
特化した依頼	వ _ం
	○【どのように】JBRC の会員になれないような企業の製品
	の一部が、ECモールを通じて入り込んでくるはずである。
	国も含めて、法整備・ペナルティを与えることを実施して
	ほしい。
	○非純正の互換バッテリーへの対応は修理時にも影響するた
	め、大切である。引き続き協力を願いたい。
	⇒EC モール運営事業者に限らず、誰が売る場合でも生じる
	話ではないか。製造規制、輸入規制の話になるのではない
	カゝ。
「1-③ LIBが取り外し可能	【論点】発煙・発火対策としての優先度
な易解体設計」	○火災を防ぐ目的であれば、まずは発煙・発火が生じないよ
	うに放電し、安全性を担保することを優先事項とする 。回
	収に伴う資源の扱いや経済性は、その後の議論と分けては
	どうか。
	○「循環」「リサイクル」というよりも、一般ごみに混入する
	危険性を取り除くことが最優先だろう。プラ新法で混入・
	発火リスクが高まることを踏まえると、易解体をどうする
	かという問題の前に、まずは混入を避ける方が重要ではな
	いか。
	○本当に分解することが大切か。それよりも行動変容(周知)、

	分解せずとも持ち込めるスキームの構築が、発煙・発火対
	策には一番良いのではないか。
	【論点】リスクとのトレードオフ
	○易解体を進めることに大きな反対はないが、解体すること
	でのリスクも踏まえて、検討すべきである。
	(①防水機能が低下し、感電リスクが高まる。②分解時の
	消費者のケガのリスクが高まる。③非純正の互換バッテリ
	ーを利用した発煙・発火のリスクが高まる。④絶縁が進ま
	ない場合は、廃棄時の発煙・発火リスクも高まる)
	○防水性やデザイン性への要望等がある中、易解体設計をど
	こまで要求するかは発煙・発火対策とのトレードオフにな
	る。発煙・発火の原因の確認と、対策の有効性に関する検
	証が必要ではないか。
「1-③ LIBが取り外し可能	【論点】全品目対応の必要性
な易解体設計」	○LIB 使用製品の範囲も広がる中、易解体設計を完全に義務
	化させることは時代にあっていないだろう。易解体設計を
	任意にする代わり、機器への表示を徹底させることができ
	ないか。
	○(プラスチックも含めた資源循環に向けて)単価の低い製
	品は自治体や量販店、リサイクル事業者が直接回収するこ
	とが有効ではないか。単価の低い製品を中心に、易解体設
	計を検討すると良いのではないか。
	○リサイクルに資するということは、資源回収が経済合理的
	であることが前提であろう。
	○消費者としては、解体せずに排出できることが手間も無く
	ベストだろう。
	○プラ新法にて製品プラの回収を検討する必要があり、併せ
	て考慮されるべきと考える。
「1-①適切な分別排出に向	○【何を】消費者向けに「LIB を含む全ての製品は廃棄時に
けた周知」 	注意が必要である」という周知。
	○【誰が・どのように】ライフサイクルの全主体。ただし、
	どのようなことに気を付ければ良いのか、周知のタイミン
	グ含めて検討すべき。
	○【何を】消費者向けの廃棄時の依頼事項(絶縁、放電) ※
	放電の判断・伝え方等の課題はあり。
	○【誰が】廃棄先となり得る自治体、集合住宅であれば管理
	組合が率先。

○【誰が・どのように】ライフサイクルの全主体。できるこ とを考えるべき。 ○【誰が・どのように】国。問題意識が低い消費者の行動変 容にも繋がるような啓発を行う(著名人による広報等) ○【誰が・どのように】製造事業者。消費者は取扱説明書を 見なくなるため、商品本体に何かわかりやすい 表示があった方が良い。例えば QR コードを付与し、情報 ○【どのように】消費者向けポスターの店頭掲示(一社では 内容の検討が難しい) ○【誰が・どのように】国。電気用品の分別回収日(電気用 品の日)を設けるよう通達を出す。 ※製造事業者は、「地方自治体のガイダンスに従ってほし い」としか書けない。また、地方自治体で対応が全く異な ると、製造事業者も量販店も消費者も混乱することになる。 ○【何を】LIB が含まれていること、圧迫時に短絡可能性が 「1-①適切な分別排出に向 ある旨、廃棄時の放電するお願い、使用済製品の回収状況・ けた周知」 回収方法(小型家電リサイクル協会の HP へのリンク等) ○【誰が】製造事業者、輸入販売事業者(特に EC にて販売 する事業者)。 ○【どのように】商品発送時にお願い文書を同封する。(配送 用の段ボールに同封、箱に貼付けて注意喚起 ○【誰が・どのように】ライフサイクルの全主体。できるこ 「1-② LIBが含まれている ことの表示」 とを考えるべき。 ○【誰が・どのように】製造事業者。商品のパッケージ、あ るいは製品本体に LIB 使用のシールを 貼ってもらいたい。 ○【誰が・どのように】製造事業者。消費者がより分かりや すいマーク (例:電池マーク) を表示する。 (リサイクルマークはわからない人もいる。一般財団法人 家電製品協会のガイドラインを修正してはどうか。) ○【誰が】製造事業者、輸入販売事業者(特に EC にて販売 する事業者)。 ○【どのように】マークだけでなく、ホームページ等での情 報提供も必要。(製品の特性、小型化の流れ、丸みを帯びた 形状、世界対応製品等の現状を考えると、製品本体へのマ ーク表示は難しい側面もあり。)

	〇【誰が・どのように】国。LIB使用の旨がわかりづらい製
	品の販売事業者に対し、適切に表示されるよう指導・規制
	を行う。
*	※ 以下、再掲
	】【何を】LIB が含まれていること、圧迫時に短絡可能性が
	ある旨、廃棄時の放電するお願い、使用済製品の回収状況・
	回収方法(小型家電リサイクル協会の HP へのリンク等)
	】【誰が】製造事業者、輸入販売事業者(特に EC にて販売
	する事業者)。
)【どのように】商品発送時にお願い文書を同封する。(配送
	用の段ボールに同封、箱に貼付けて注意喚起)

4. 事業者等検討会(第3回)の議事次第、主な意見

事業者等検討会(第3回)では、有識者からリチウム蓄電池等の循環・廃棄過程における火災事故実態や可搬型 LiB の諸問題に関する欧州動向について情報提供を行った後、リチウム蓄電池に起因した発煙・発火事故の低減を目的とした事業者における具体的な対応策(仮説)に関する意見交換を行った。

事業者等検討会(第3回)で出された主な意見は、表3-7のとおりである。

表 3-7 事業者等検討会(第3回)で出された主な意見

	大百寸快的女(カ・四)で田で100c工な志光
	検討会で出された主な意見
対応策の方向性	○効果的と考える施策が本当に効果を上げるかは議論が必要
	であり、具体的な施策の検討時には事例とも照合が必要に
	なるのではないか。
	○即時的な対応としては周知が重要と考えるが、それだけで
	解決される問題ではない。商品や取扱説明書に記載しても、
	一定の消費者には認知されない。また、行動変容には時間
	を要す。
	○「LIBは有害である」という認識の下での検討が必要であ
	ろう。
	○対象品目の考え方(発煙・発火リスクで考えるか、全製品
	にするか)は引き続き検討が必要と考える。
国への要望	○LIB の安全な回収・資源化を推進するためには、国による
	主導や分別方式の統一への指導が必要。市区町村単独では
	費用面等で具体的な対応は難しいのではないか。
	○産業構造審議会等で制度等についてもご議論いただく必要

がある。 ()経済合理性を担保し、経済発展に資する資源循環制度の構築も必要であろう。経済圏を捉えた検討も必要。 ()発煙・発火要因として挙がるメーカー製品が欧州で課題となっていないのであれば、消費者の意識や回収・リサイクル体制が優先課題とすべきではないか。情報収集が望まれる。 ()粗悪品、非純正の互換バッテリーへの規制等、フリーライダーへの対応も検討が必要である。 ()徹底した回収の実現には、回収量・回収率の足元の数値を把握し、数値目標を設定することが必要であろう。 ()消費者の環境配慮行動に関する調査・分析の整理についても検討いただきたい。 ()「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが検討すべき論点と考える。 ()インターネット上で危険性や分別方法・リサイクル方法な
 築も必要であろう。経済圏を捉えた検討も必要。 ○発煙・発火要因として挙がるメーカー製品が欧州で課題となっていないのであれば、消費者の意識や回収・リサイクル体制が優先課題とすべきではないか。情報収集が望まれる。 ○粗悪品、非純正の互換バッテリーへの規制等、フリーライダーへの対応も検討が必要である。 ○徹底した回収の実現には、回収量・回収率の足元の数値を把握し、数値目標を設定することが必要であろう。 ○消費者の環境配慮行動に関する調査・分析の整理についても検討いただきたい。 ○「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが検討すべき論点と考える。
 ○発煙・発火要因として挙がるメーカー製品が欧州で課題となっていないのであれば、消費者の意識や回収・リサイクル体制が優先課題とすべきではないか。情報収集が望まれる。 ○粗悪品、非純正の互換バッテリーへの規制等、フリーライダーへの対応も検討が必要である。 ○徹底した回収の実現には、回収量・回収率の足元の数値を把握し、数値目標を設定することが必要であろう。 ○消費者の環境配慮行動に関する調査・分析の整理についても検討いただきたい。 ○「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが検討すべき論点と考える。
なっていないのであれば、消費者の意識や回収・リサイクル体制が優先課題とすべきではないか。情報収集が望まれる。 ○粗悪品、非純正の互換バッテリーへの規制等、フリーライダーへの対応も検討が必要である。 ○徹底した回収の実現には、回収量・回収率の足元の数値を把握し、数値目標を設定することが必要であろう。 ○消費者の環境配慮行動に関する調査・分析の整理についても検討いただきたい。 「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが検討すべき論点と考える。
ル体制が優先課題とすべきではないか。情報収集が望まれる。 ○粗悪品、非純正の互換バッテリーへの規制等、フリーライダーへの対応も検討が必要である。 ○徹底した回収の実現には、回収量・回収率の足元の数値を把握し、数値目標を設定することが必要であろう。 ○消費者の環境配慮行動に関する調査・分析の整理についても検討いただきたい。 ○「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが検討すべき論点と考える。
る。 ○粗悪品、非純正の互換バッテリーへの規制等、フリーライダーへの対応も検討が必要である。 ○徹底した回収の実現には、回収量・回収率の足元の数値を把握し、数値目標を設定することが必要であろう。 ○消費者の環境配慮行動に関する調査・分析の整理についても検討いただきたい。 ○「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが検討すべき論点と考える。
 ○粗悪品、非純正の互換バッテリーへの規制等、フリーライダーへの対応も検討が必要である。 ○徹底した回収の実現には、回収量・回収率の足元の数値を把握し、数値目標を設定することが必要であろう。 ○消費者の環境配慮行動に関する調査・分析の整理についても検討いただきたい。 ○「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが検討すべき論点と考える。
ダーへの対応も検討が必要である。 ○徹底した回収の実現には、回収量・回収率の足元の数値を 把握し、数値目標を設定することが必要であろう。 ○消費者の環境配慮行動に関する調査・分析の整理について も検討いただきたい。 ○「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが 重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが 検討すべき論点と考える。
 ○徹底した回収の実現には、回収量・回収率の足元の数値を 把握し、数値目標を設定することが必要であろう。 ○消費者の環境配慮行動に関する調査・分析の整理について も検討いただきたい。 ⑤「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが 重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが 検討すべき論点と考える。
 把握し、数値目標を設定することが必要であろう。 ○消費者の環境配慮行動に関する調査・分析の整理についても検討いただきたい。 ○「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが検討すべき論点と考える。
 ○消費者の環境配慮行動に関する調査・分析の整理についても検討いただきたい。 □「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが検討すべき論点と考える。
も検討いただきたい。 ○ 「どこにどのように廃棄すればよいか」を明示することが 重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが 検討すべき論点と考える。
同知
重要ではないか。消費者にそれを「どのように」示すかが 検討すべき論点と考える。
検討すべき論点と考える。
○インターネット上で危険性や分別方法・リサイクル方法な
ど、全て充実させた情報を周知する方法も効果的と考えて
いる。
○過放電・過充電についても対応が必要である。
○消費者に身近な自治体と連携した啓発が有用である。
○年代によって効果的な周知方法に違いがある(若者にはイ
ンフルエンサー等の協力も有用か。)
○行政の広報資料は消費者の認知・興味を集めにくい。アル
コール飲料のように、LIB 使用製品には同じ注意文を記載
することも一案ではないか。
○多言語での情報の整理・発信も必要であろう。
○政府広報・公共広告を使い、LIB が危険物であることの周
知を実施すべきではないか。
○製造事業者に対しても、発煙・発火事故の情報共有もお願
いしたい。
回収(解体) ○消費者があらゆる製品からLIBを取外すことは難しいだろ
う。
○全ての市区町村が小型家電リサイクル法の認定事業者へ排
出するようにご協力いただくこと、また全品目の LIB 使用
製品を対応できるようにすることを考えてはどうか。(認定
事業者は現状以上の回収量への対応も可能。ただし、費用

	負担の問題は課題である。) コスト低減を考えるのであれ
	ば、取外しが簡易なものは消費者や自治体で担い、JBRC
	の回収ルート等で回収する。特殊工具を要する場合は LIB
	を使用しない小型家電と分別した上で、認定事業者に引き
	渡すのが効果的ではないか。
今後の対応に向けて	○製品の危険性は製造事業者としてはネガティブな情報とな
	るが、他主体と協力し、共通の内容(LIB の特徴や正しい
	廃棄・購入方法等)について消費者に周知できれば。
	○発煙・発火リスクの低減に向け、電池の残量をゼロに近づ
	ける周知を検討していきたい。
	○デザイン等の観点から製品上への情報付与が難しい場合も
	あるが、可能な限り多様なチャネルを使って周知を実施し
	ていきたい。
	○アクションプランに基づいて各ステークホルダーで具体的
	なアクションを実施することが必要。優先的に周知すべき
	事項が決まれば、積極的に対応を進めたい。
	○来年度以降も国と事業者で連携して継続的に取り組んでい
	きたい。
	○引き続き全てのステークホルダーが前向きに検討していけ
	ればと考える。
	○小型家電リサイクルの日を設けることを考えており、引き
	続き議論したい。小型家電をリサイクルするだけではなく、
	LIB に関する周知・啓発、環境配慮設計をアピールする等、
	各主体にとって利点がある仕組みを構築したいと考えてい
	る。小型家電リサイクルという観点でも、各ステークホル
	ダーと議論できる場を希望したい。
	○当市で実施している「電池回収の日」を引き続き推進して
	いきたい。小型家電の回収の実施も検討している。

5. 事業者等検討会(第4回)の議事次第、主な意見

事業者等検討会(第 4 回)では、廃棄後のリチウム蓄電池の発煙・発火リスクを低減するための国の主たる検討事項案についての意見交換を行った後、ライフサイクル全体における発煙・発火防止策(案)に関する意見交換に関する意見交換を行った。

事業者等検討会(第4回)で出された主な意見は、表3-9のとおりである。

表 3-9 事業者等検討会(第4回)で出された主な意見

1.∧ ⇒	I / .		. (-	7 -	. 7.	 L. 77.	
検診	r~~`		Z	7/1	7-	 70音	
1 JULY 11 '	175	C 11	10	aц	//	 4	71

廃棄後のリチウム蓄電池の 発煙・発火リスクを低減す るための国の主たる検討事 項案

- ○市区町村と小型家電リサイクル法に基づく認定事業者間の 連携に関する文言も含めてほしい。
- ○LIB の危険性や取り扱いに関する周知について、廃棄前に 放電してもらう必要がある。どの程度の時間で放電される かという点は、消費者に知ってもらうことに加え、リサイ クル事業者が知っておくべきことでもある。また易解体設 計になっていない機器からの LIB の取外し方法について も、リサイクル事業者に情報が提供される工夫が欲しい。
- ○LIB 使用製品も多種多様であり、危険性も多様と考えている。危険性に関する調査の実施を、研究機関に促してほしい。
- ○家電製品のほとんどは使い切っても、1~2割程度残っている状態である。この前提の上で、その状態が本当に危険か、どの程度の残量であるとよいのかについては、容量や密度によっても変わるため、研究機関等に調査をお願いしたい。
- ○放電によるリスク低減効果や、発火リスクの高い LIB 使用製品の品目抽出について、大学・研究機関として対応したいという思いはあり、安全性を確保した上での LIB の圧壊試験を試みようと交渉等してきた。しかし、実験を行うこともかなり大変であり、加えて再現性をもった結果を得ることは近々には難しいだろう。
- ○表示について、輸入販売事業者の表示が重要と考えており、 3 点コメントしたい。1 点目はシールでの記載では、繰り 返し使用の過程で剥がれてしまうため、問題があると考え ている。2 点目は目立たない表示も避けられるべきだろう。 3 点目は事由の公表について、外装を開ける必要があって 手間だからというものは認められないことが望ましい。輸 入製品による発火が多いと考えるため、いかに本体に表示 いただくかを考えたい。
- ○回収について、回収量・回収率も目標設定をお願いしたい。
- ○国の補助金についての記載があった方が、現在課題を抱えている事業者には追い風になるのでは。
- ○表示について、マークを見ても意味を調べる必要がある。 全ての情報を集約して表示することが理想的だと考えるため、本体への表示が必ずしも適切ではないのかとも考える。 現在、EU でも電磁的な表示が認められており、QR コード 等も含めた多様な方法を検討いただきたい。

○市区町村毎にそれぞれの事情がある。国からも発火リスクの呼びかけをお願いしたい。

ライフサイクル全体におけ る発煙・発火防止策(案)

- ○LIB については情報が足りない部分が多い。そもそも LIB 自身が電解液を含み、発火しやすい一面を持っている。そういった点は消費者にはなかなか理解が進んでいないと考えており、積極的に発信したい。また、一緒に取り組むことができる部分は連携もぜひお願いしたい。
- ○電動歯ブラシや、電気シェーバー、電動工具等については 一部扱いがあるため、取扱説明書に放電してから廃棄する 等の周知を進めたい。易解体については、そもそも掃除機 等は電池の交換が前提となっており、可能な範囲で簡素化 できるようにも検討したい。歯ブラシやシェーバーといっ た水回り品については、LIBを使用している旨の周知は行 いたいが、易解体は分解のリスクとのトレードオフもある と考えており、まずは LIB 一体型製品の回収として扱って いただけるとありがたい。
- ○QR コードについては、商品によって品目の性質・耐久性 等において難しいこともあると考えている。
- ○排出方法についての取扱説明書の中の記載の変更は、新製品の登場と同様となるために時間を要す。そのため、全体のスケジュール感を共有いただき、連携したい。
- ○回収した資源が、最終的に韓国や中国にてリサイクルされている実情も分かってきている。国民のモチベーションに繋げるためにも、日本国内での受け皿を作ることが重要であり、ぜひ推進をお願いしたい。
- ○ライフサイクル全体における発煙・発火防止策(案)では、 環境配慮設計の実施、業界団体ガイドラインの策定が挙げ られている。一方、国の方針では循環配慮設計と別の用語 が出ている。製造事業者としては、多様なガイドラインが あると混乱するため、表現等も含めて統一を検討いただき たい。
- ○輸送時の発煙・発火への対応は不十分であろう。圧壊して しまうと、どんな LIB でも発火に至り得る。まずは分別し、 圧力がかからないような輸送をしつつ、最終的にどのよう に分解するかを国が主導して進めていただきたい。
- ○全固体電池に切り替えていくことも必要な検討事項ではないかと考えている。

- ○ペール缶の準備のような保管状況が整備されなくては、店舗での発煙・発火リスクがある。この点もご検討いただきたい。
- ○インセンティブで消費者にご協力いただく場合、おとり広告のような事例にならないよう、慎重な検討が必要だろう。
- ○小型 LIB は QR コードをつけることも難しいと思うが、自転車用の LIB に取り組むと良いのではないか。
- ○フリーライダーに対する厳格化の記載内容は、ぜひ検討を お願いしたい。
- ○消費者への周知は EC モールや小売業者と協力するとなっている。この中に入るかとは思うが、リユース事業者にも協力をお願いできればと考えている。
- ○LIB の効果的な検知・選別設備への補助金は大変ありがたい。画像センサーと AI の組み合わせによって、LIB 使用製品を検知する研究もお願いしたい。
- ○違法な業者での不適切な LIB 処理にて生じた発火が、近隣 住民の不安を煽る状況になっている。違法な業者への対応 も併せてお願いしたい。
- ○発火対策と資源循環をセットに考えると、表示の徹底と回収の徹底がすべてと考えている。輸入製品や製品本体への表示の話もあったが、表示がされていないこと、表示が誤っていることへの監視・対策もお願いしたい。
- ○回収体制の構築について、市区町村系と JBRC 等による産業系があると思う。市区町村はインセンティブ等の何らかの支援をし、積極的に回収されるような施策があるとありがたい。
- ○下取りは廃棄物処理法の関連と認識しているが、下取りに こだわりすぎるあまり、回収ボックスが見えづらい等によ って回収率が向上しないという点も懸念される。引き続き 検討をお願いしたい。
- ○加熱式たばこの被害も多いため、一般社団法人日本たばこ協会で自主回収をしているが、IQOS が含まれていない、回収量が示されていない等の課題もある。加熱式たばこへの対策もぜひ検討をお願いしたい。
- ○消費者の行動変容が最も時間を要す。周知が重要になって くると思うが、どこか一つが努力するのではなく、連携し て実施していくことも必要だろう。

- ○周知については政府広報もぜひ検討をお願いしたい。自分 事として消費者に捉えていただけるような広報をぜひお願 いしたい。
- ○まずは情報を整理・整備することで、興味を持った方が情報にアクセスできるようにしていくことが必要だろう。
- ○経済産業省と環境省が方針を打ち出し、それに向かって動いていくことになればよいだろう。
- ○トレーサビリティ、数量データを取っていく点で、どれだけ目標に向けて進んでいるかを評価すると方針もぶれなくて良いのではないか。

6. 欧州における電池関連制度について

欧州ではサーキュラーエコノミーの観点から、電池・使用済製品の回収やリサイクルに 関連する法制度の検討が進んでいる。

(1)【欧州委員会】電池規則の提案(2020年12月)

電池指令(2006年)を廃止し、新たに規則化を提案した。「指令」は加盟国を拘束するが、 その具体的形式および手法は加盟国に委ねられる。「規則」は加盟国に対して国内法への適 用を待つことなく、一律に直接拘束力を有する(指令より強力)。

2022 年 12 月 9 日、EU 理事会(閣僚理事会)と欧州議会は政治合意に至った旨を発表。 2024 年から順次適用が進む予定。

表 3-10 欧州電池規則の概要

	充電式電池/電気自動車用電池/カーボンフットプリント/QR コード等の用語
0	の定義
第8条 2	2027年1月以降、活物質中に Co, Pb, Li または Ni を含み、容量が 2 kWh を
走	超える内部貯蔵式の産業用電池、電気自動車用電池および自動車用電池には、電
l A	也のモデル・製造工場・ロット別に、活物質中に存在する廃棄物から回収された
	Co、Pb、Li または Ni の量に関する情報が記載された「技術文書」を添付しな
l i	ければならない。
<	<リサイクル済み原材料の最低使用割合>
	2030年1月~: Co 12%、Pb 85%、Li 4%、Ni 4%. 2035年1月~: Co 20%、
F	Pb 85%、Li 10%、Ni 12%
	(2022/12/9 合意では、Co 16%、Pb 85%、Li 6%、Ni 6%で合意したと情報あ
Ņ	り。ただし、時点不明。)
第11条 元	ポータブル電池の着脱・交換について:電気電子製品内臓のポータブル電池につ
V	いて、使用期間中または使用後に容易に取り外して交換できなければならない
>	※安全性、性能、医療またはデータ健全性の理由から、電源の連続供給が必要で
[]	電気製品とポータブル型電池の間の恒久的な接続が必要である場合や、電池の機
自	能が電気電子製品の機構と一体化している場合にのみ有効であればこの義務は
Ĭ	適用されない
第 13 条 2	2023年7月以降、0.002%を超える Cd または 0.004%を超える Pb を含む電池に
l V	は、当該金属の化学記号を表示する義務がある。さらに2027年1月から、電池
l l	こは製造者名、製造年月日、原材料、有害物質等を記載した表示を付ける必要が
l d	ある。またポータブル型および自動車用電池には容量情報を記載した表示を、ポ
_	ータブル型電池には特定用途で使用した場合の平均最小持続時間を記載する表
<u>-</u>	示義務がある。
	加えて、 2023 年からは QR コード表示を段階的に導入し、上記情報に加え、カ
-	ーボンフットプリントや第8条に基づく廃棄物から回収された Co、Pb、Li、Ni
0	の量や、Li を含む電池に関連するリスクと廃電池の取り扱いに必要な安全指示
Į.	こついても盛り込むこと。
第 55 条	(原案) 使用済みポータブル型電池の回収率の目標:45% (2023 年末) →65%
	(2025 年末) →70% (2030 年末)

	(2022/12/9 合意では、目標が「63% (2027 年末) →73% (2030 年末)」に変
	更された情報あり)
第 65 条	2026年1月までに、市場に投入された産業用電池および電気自動車用電池で、
	容量が 2kWh を越えるものは、個別に固有の識別子による電子記録 (Battery
	Passport) を持たなければならない
	※規則施行後 42 ヵ月後に適用開始となるが、制度の詳細は今後制定される委任
	法令で規定される。
ANNEX	(原案)Li の材料回収率の目標:35%(2025 年末)→70%(2030 年末)
	(2022/12/9 合意では、目標が「50% (2027 年末) →80% (2031 年末)」に変
	更された情報あり)

(出所) 齋藤優子、白鳥寿一「電池関連制度の海外動向に関する考察ーEU のリチウムイオン電池関連制度を中心として一」廃棄物資源循環学会誌, Vol.33, No.3, pp.204-213, 2022.

European Council HP \lceil Green Deal: EU agrees new law on more sustainable and circular batteries to support EU 's energy transition and competitive industry」 (2022 年 12 月 16 日最終閲覧)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_22_7588

European Council HP 「Council and Parliament strike provisional deal to create a sustainable life cycle for batteries」(2022 年 12 月 16 日最終閲覧)

 $\frac{\text{https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/09/council-and-parliament-strike-provisional-deal-to-create-a-sustainable-life-cycle-for-batteries/?utm_source=dsms-auto&utm_medium=email&utm_campaign=Council+and+Parliament+strike+provisional+deal+to+create+a+sustainable+life+cycle+for+batteries}$

(2)【欧州委員会】製造物責任指令の改正案の発表(2022年9月28日)

対象製品を、EU 域内で上市されるあらゆる製品に適用。ソフトウェアに関しても製造事業者が責任を負う。

EU 域外で製造された製品に起因する損害について、EU に拠点を置く企業が常に責任を負う。輸入販売事業者に加え、認定代理人やオンライン上のマーケットプレース等の販売事業者も含まれる。

サーキュラーエコノミーの観点では、改造等による製品の長寿命化が志向されていることから、上市済みの製品に対し、実質的な改造を施した事業者も製造物責任を負う。

(出所) 日本貿易振興機構「欧州委、デジタル化や AI に対応した製造物責任指令の改正案を発表」(2022 年 9 月 30 日) (2022 年 12 月 16 日最終閲覧)

https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/4fae1d6d98b70072.html

(3)【欧州議会】修理する権利(Right to repair)に関する立法提案の要求(2022 年 4 月 7 日)

欧州議会は、消費者が修理を選択するインセンティブ(修理期間中の代替機の提供等)、 修理スコア等の統一的な調和された方法の整備、QR コードやデジタルパスポートでのラベ リング等も要求している。

(出所) European Parliament News「Right to repair: MEPs want more durable and more easily repairable products 」(2022 年 4 月 7 日) (2022 年 12 月 19 日最終閲覧)

 $\frac{https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20220401IPR26537/right-to-repair-meps-want-more-durable-and-more-easily-repairable-products}$

7. 欧米における発火・発煙事故の状況、発火・発煙対策

(1) 欧米におけるリチウム蓄電池の発火・発煙事故の状況

「An Analysis of Lithium-ion Battery Fires in Waste Management and Recycling」(July 2021, Office of Resource Conservation and Recovery, EPA) では、米国の廃棄物処理・リサイクルプロセスでのリチウム蓄電池が原因の火災発生が増えていること、資源回収施設が最も大きな影響を受けていること、が記述されている。

Thomas Nigl, Mirjam Baldauf, Michael Hohenberger and Roland Pomberger「Lithium-Ion Batteries as Ignition Sources in Waste Treatment Processes—A Semi-Quantitate Risk Analysis and Assessment of Battery-Caused Waste Fires」(Processes 2021, 9, 49)では、欧州でも廃棄物処理・リサイクルプロセスでのリチウム蓄電池が原因の火災発生が増えていること、その原因が、不適切な排出ルートへの排出(家庭ごみ、容器包装廃棄物回収ルート)であること、が記述されている。

(2) 欧米におけるリチウム蓄電池の発火・発煙対策

欧米では、廃棄物処理・リサイクルプロセスでの発火・発煙対策の手引きが作られている。

- 「FIA Guidance Document Guidance on Li Ion Battery Fires」(December 2020) 英国の Fire Industry Association が作成した発火・発煙の検知・消火対策の手引き。 内容は、容り協作成資料の対策技術部分に特化したもの。
- 「Preventing Fire and/or Explosion Injury from Small and Wearable Lithium Battery Powered Devices」(Safety and Health Information Bulletin, 06-20-2019) 米国労働局の OSHA (Occupational Safety and Health Administration)が作成したリチウム蓄電池の危険性・事故防止対策のリーフレット。
- 「GUIDANCE ON STORAGE, DISCARDING, AND HANDLING LITHIUM—ION BATTERIES TO REDUCE FIRE RISKS」

民間企業の TÜV SÜD が作成した手引き。

(3) 欧州でのリチウム蓄電池からのレアメタル回収技術開発動向

Stefan Windisch-Kern et.al 「Recycling chains for lithium-ion batteries: A critical examination of current challenges, opportunities and process dependencies」 (Waste Management 138 (2022)) では、電池規則の回収率目標達成に向け、Li,Co.Niの回収率最大化を目指した技術開発が求められていること、欧州でも現時点では技術開発の段階であることが、記述されている。

第4章 調査結果のとりまとめ ~アクションプラン~

本調査事業の結果を踏まえ、「廃棄後のリチウム蓄電池の発煙・発火リスクを低減するためのアクションプラン」の方向性を示した。

- 自治体におけるリチウム蓄電池の適正な収集区分の設定や廃棄方法に係る情報の周 知徹底(環境省と連携)
- 製造事業や輸入事業者におけるリチウム蓄電池一体型製品の回収の強化
- 排出する製品がリチウム蓄電池使用製品であることを消費者が覚知できる表示等
- リチウム蓄電池使用製品の易解体設計(消費者が容易にリチウム蓄電池を取り外せる構造)の促進